

令和3年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

令和3年2月19日（開会）

令和3年3月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和三年第一回定例会会議録

(令和三年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月19日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第 2 号～議案第 6 号 一括上程	9
説明、質疑	
議案第 2 号～議案第 4 号 総務文教委員会付託	
議案第 5 号・議案第 6 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 号・議案第 8 号 一括上程	17
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 9 号 上程	19
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 10 号～議案第 16 号 一括上程	25
説明、質疑	
議案第 10 号・議案第 11 号 総務文教委員会付託	
議案第 12 号～議案第 16 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 17 号～議案第 27 号 一括上程	30
説明	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	35
1. 日程報告	36
1. 散 会	36

第 2 号（3月3日）（水曜日）

1. 開 議	38
1. 議案第 9 号～議案第 16 号 一括上程	38
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 28 号 上程	40
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 29 号 上程	41
説明、質疑、各常任委員会付託	

1. 議案第30号 上程	4 3
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 令和3年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問.....	4 7
前田 隆 議員	4 7
1 財政について	
(1) 市債と市債残高、公債費の問題について	
ア 市債残高減額に減債基金の運用は出来ないのか。また、その目的は	
イ 市債残高減額に繰り上げ償還が困難な理由を聞く	
(2) 市債計画の減額見直しと市有施設整備基金の計画的積立について	
ア 公債費を現状レベルに抑えるためには市債発行減額が必要。いく	
らに抑えたら可能か。また、通常債を4億円にしたらどうなるか	
イ 新庁舎建設のために計画的基金積立を	
2 人口減少・少子高齢化と移住定住促進について	
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議での人口動向分析や総合	
戦略について	
ア 垂水市人口ビジョンの見直しが必要	
イ 合計特殊出生率の現状と出生数	
ウ 若者が住み、結婚し、子育てするまちづくりにするための移住定	
住促進事業の現状と新たな展開について	
梅木 勇 議員	5 2
1 振興会美化活動補助について	
(1) 制度の内容は	
(2) 活用について	
(3) 周知について	
2 桜島・錦江湾ジオパークについて	
(1) 認定までの取組は	
(2) 認定箇所と認定の効果は	
(3) どのように広報・活性化につなげていくのか	
(4) 世界ジオパーク認定への取組と課題は	
持留 良一 議員	5 7
1 市長の市政運営と政治姿勢について	
(1) 新型コロナウイルス感染は、感染症対策の生活様式への移行を社会	
に求めるだけでなく、改めて明るみに出た政治、社会、行政の歪み	

と脆弱さを解消・改善していくことと、社会の在り方、ビジョンを
探求し、実現へ向けて踏み出すことも求めていると考えるが認識を
問う

- (2) 「コロナ禍」が多くの住民の命と健康、社会生活を脅かす中で、命
と暮らしと自治体の役割が注目された。と同時に将来にわたる「公
共」と自治体の在り方が根本的に問われていると考えるが見解を問
う

2 新型コロナ対策と財政運営について

- (1) 国の補正予算（地方創生臨時交付金）は、市独自の新型コロナ対策
をとるうえで十分だったのか。財源確保（地方創生臨時交付金の範
囲での独自支援策の検討に終わっていないか）をどう考えているの
か。短期的な財政運営の面から、歳入歳出の見直しをどう考えるか。
また、中長期的な視点をどのように考えているのか

3 農業振興対策について

- (1) 今回の農業関係予算案の目指すものは何か
(2) 目指すうえで目標となる「農業振興計画」（なければそれに代わり
うるもの）はどうなっているのか。今予算案との整合性は図られて
いるか

4 国の示した三次補正予算への考え方について

- (1) 自然災害としてのコロナ禍と政策の在り方はどうだったのか
(2) 第三次補正予算と対策の視点と政策をどう考えているのか。地方創
生と新型コロナ対策に資する単独事業の関連性及び整合性はどうな
るのか

森 武一 議員 6 4

1 予算編成について

- (1) コロナ禍等を受けての財政に対する考えと本予算編成の関わりにつ
いて

2 財政の長期推計について

- (1) 財政の長期推計の必要性の認識について

3 財政調整基金について

- (1) 財政調整基金15億円積立目標に変わりはないか

4 公民館館長代理の位置付けについて

- (1) 公民館館長代理の位置付けについての改めでの整理

5 道の駅たるみずはまびらに関する情報公開について

(1) 財務諸表等、道の駅たるみずはまびらに関する事業・財務情報の市民への公表	
6 新型コロナウイルス感染症対策について	
(1) 経済対策についての提案	
新原 勇 議員	70
1 ギガスクールについて	
(1) 導入に向けての初期設定・低学年のパスワード管理・タブレット管理について	
(2) 貸し出し用Wi-Fiルーターの接続料について	
(3) 子供達の隠れ近視の予防対策について	
2 AI（人工知能）・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用について	
(1) AI・RPAの取組状況は	
(2) 職員の残業時間の状況は	
(3) 導入に向けての課題は	
池田 みすず 議員	74
1 新型コロナウイルス感染症対策について	
(1) 職員の新型コロナウイルス感染症対策について	
ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務継続計画について	
北方 貞明 議員	76
1 新型コロナウイルス対策について	
(1) なぜ、コスモス苑でクラスターが発生したのか	
2 新庁舎について	
(1) 住民投票で場所（旧フェリー駐車場）、規模は否決となったが、新たな計画では、旧フェリー駐車場は対象外となるのか	
1. 議案第17号～議案第27号	81
予算特別委員会設置、付託	
1. 予算特別委員会正・副委員長互選結果報告	82
1. 日程報告	82
1. 散 会	82
<hr/>	
第3号（3月19日）（金曜日）	
1. 開 議	84
1. 諸般の報告	84

1. 議案第 2 号～議案第 8 号、議案第 1 7 号～議案第 2 9 号、請願第 4 号 一括 上程	8 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 1 号 上程	9 4
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第 1 1 号 上程	9 5
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	9 6
閉会中の継続審査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	9 6
閉会中の継続審査	
1. 閉 会	9 8

令和3年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・19	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・20	土	休 会	
2・21	日	〃	
2・22	月	〃	
2・23	火	〃	天皇誕生日
2・24	水	〃	(質問通告期限：正午)
2・25	木	〃	委員会 産業厚生委員会 (令和2年度補正予算審査)
2・26	金	〃	委員会 総務文教委員会 (令和2年度補正予算審査)
2・27	土	〃	
2・28	日	〃	
3・1	月	〃	
3・2	火	〃	
3・3	水	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、令和3年度施策方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・4	木	休 会	
3・5	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (条例・その他議案等審査)
3・6	土	〃	
3・7	日	〃	
3・8	月	〃	委員会 総務文教委員会 (条例・その他議案等審査)
3・9	火	〃	
3・10	水	〃	委員会 予算特別委員会 (令和3年度各会計予算案審査)
3・11	木	〃	委員会 予算特別委員会 (令和3年度各会計予算案審査)
3・12	金	〃	【予備日】
3・13	土	〃	
3・14	日	〃	
3・15	月	〃	委員会 予算特別委員会 (令和3年度各会計予算案総括質疑)
			委員会 産業厚生委員会 (その他議案等審査)
3・16	火	〃	
3・17	水	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3・18	木	休 会 委員会	議会運営委員会
3・19	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、 質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第 2 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市特別導入事業基金条例を廃止する条例 案
- 議案第 7 号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 8 号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 9 号 令和 2 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 4 号） 案
- 議案第 1 0 号 令和 2 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） 案
- 議案第 1 1 号 令和 2 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 1 2 号 令和 2 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） 案
- 議案第 1 3 号 令和 2 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 1 4 号 令和 2 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 5 号） 案
- 議案第 1 5 号 令和 2 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 1 6 号 令和 2 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 1 7 号 令和 3 年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第 1 8 号 令和 3 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第 1 9 号 令和 3 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第 2 0 号 令和 3 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第 2 1 号 令和 3 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第 2 2 号 令和 3 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第 2 3 号 令和 3 年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第 2 4 号 令和 3 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第 2 8 号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第 29 号 令和 2 年度垂水市一般会計補正予算（第 15 号） 案

議案第 30 号 令和 2 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 3 号） 案

議案第 31 号 垂水市副市長の選任について

意見書案第 11 号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

請 願

請願第 4 号 介護保険料の負担増の中止と意見書の提出を求める請願書

令和 3 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 3 年 2 月 1 9 日

本会議第1号(2月19日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和3年2月19日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、感王寺耕造議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月12日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月19日までの29日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの29日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和2年12月分の出納検査結果報告及び令和2年度定期監査の結果並びに令和2年度財政援助団体の監査結果報告がありま

したので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました令和3年第1回臨時会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、2月13日午後11時過ぎに、福島県沖で震度6強の地震が発生いたしました。この地震により、約1,600棟の住宅が被害を受けております。被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

それでは、新型コロナウイルス感染について御報告いたします。

初めに、感染された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い回復を願っております。発生状況につきましては、2月18日現在、本市在住では69名の感染が確認されております。そのうち、コスモス苑のクラスター関連につきましては、市外の方も含め62名の感染が確認され、50名の方がこれまで回復されております。また、感染症の専門家による御指導の下、新たな感染者は2月3日以降発生していないことから、完全終息に向っております。

また、垂水市では、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見のないまちづくりを推進するため、全国的に活動が広がっていますシトラスリボンプロジェクトに賛同し、その啓発活動を行っております。その活動の一つとして、2月16日には、市内の福祉施設や民間店舗にてシトラスリボンを配布するなど、市民の皆様方へ啓発活動を行ったところでございます。

次に、感染予防対策につきましては、国からの非接触型体温計を、令和2年7月に配布いたしました福祉施設、福祉避難所以外の9事業所

にも配布し、1月下旬には市内の各事業所に消毒液も配布したところでございます。

また、垂水市においては、2月4日から2日間かけて、長袖ガウン等の防護セット一式2,000組を市内の介護事業所等に配布したところでございます。

次に、昨年10月1日から実施いたしました生後6か月以上から高齢者までの全市民の皆様を対象にした、インフルエンザ予防接種費用助成事業につきましては、令和3年1月31日現在、全体の接種率は54.3%で、そのうち65歳以上の高齢者は昨年と比べて6.2ポイント増の68%、12歳以下の幼児、児童においては11.9ポイント減の45.9%となっております。

このことは、国の方針のとおり、接種するに際し、高齢者を優先して最初に接種させるという優先順位を設けたため、高齢者以外の方々の接種開始時期が、約一月ほど遅くなったことや、当初想定されたワクチン不足に対し、一昨年、冬のワクチン供給量を12%増の約3,821万回分を増加し、安定供給に努められたにもかかわらず、全国的なワクチン不足が生じると同時に、県内の医療機関全てにおいて、新たなワクチンが入手困難となる想定外の事態が生じたためでございます。

そのため、この課題は国のワクチン供給量にもよりますが、来年度に向けてどのような対応ができるか、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

次に、2月10日の市議会第1回臨時会にて報告させていただきました、新たなPCR機器購入のその後について報告させていただきます。

垂水市内の検査体制の強化を図るため、昨年、市内にPCR検査機器を導入いたしました、さきのコスモス苑クラスター発生時の課題を解消するため、指定管理者の御理解と御協力を頂いて、指定管理者側の会計において、2月10日、検査機器を2台購入していただいたところでござ

います。

この購入された検査機器は、市が購入した機器と同様、検査機器の操作性、検体検査時における検査員の感染リスクや検査時間等を考慮した上で、検査試薬が大量に発注することができ、長期保存にも対応できる機種を選定していただきました。

また、検査1回にできる検査検体は1検体と少ないですが、検査時間は市が購入した機器の検査開始から約45分であった物よりも、さらに短い約13分と大幅に短縮され、早く検査結果が出ますことから、検査を受けた方々やその対応している方々の精神的負担軽減が図られ、素早い感染拡大防止の対応ができるため、市民の皆様の安心と安全が図られるものと考えております。

また、市内において、集団感染が発生したときやその後のスクリーニングとして、一度に多数の検査を行う定期検査にも対応できるものと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告いたします。

ワクチン接種を円滑に進めるため、2月8日付で新型コロナワクチン接種対策係を新設し、専従職員2名、兼務職員7名の体制を整え、4月1日からは、会計年度任用職員を新たに4名配置することとしております。

なお、国において、ファイザー社製のワクチンが2月14日に薬事承認されましたので、今後、国から示される供給量を踏まえ、予防接種実施計画を策定してまいりたいと考えております。

現在、高齢者への4月接種開始を目指し、肝属郡医師会と市内各医療機関における個別接種に向けての協議を重ね、自宅等から移動が困難な方々については、訪問接種が可能か協議を進めているところでございます。

あわせて、交通手段を持たない交通弱者の方々に対しましては、今後、関係機関とバス輸

送等送迎体制の検討を進めてまいります。

また、現在、接種するための接種クーポン券の発行準備を行っており、3月初旬には接種券の印刷を終え、3月中旬の郵送を目指してまいります。このワクチン接種に関しましては、国から出される情報が乏しいため、不安を感じる市民の皆様もおられることから、国から情報が発出されたときには、即時に情報をお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。

また、接種体制と併せて、広報誌やチラシを配布し周知を図り、市民の皆様が安心して接種できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、経済対策として、これまで消費意欲の喚起と市内の資金循環による商工業の景気回復を目指したプレミアム付商品券を販売し、取り組んでまいりましたが、4,452世帯の市民の皆様にご購入していただいたところでございます。

この商品券の販売の際に、全ての購入世帯にカンパチ・ブリのセットをプレゼントいたしましたところ、大変な好評を得ることができ、併せてお歳暮などの受注拡大につながり、需要が落ち込んでいる水産業の消費対策並びに経済回復につながったものと考えております。

さらに、観光関連企業や特産品販売業者への支援対策といたしまして、垂水おもてなしキャンペーンを実施いたしました。本市への宿泊者532組の方々に、合計1,302個の特産品をプレゼントし、宿泊者並びに宿泊施設の方々から大変好評を得たところでございます。

また、県外からの誘客を推進する関西地区ビジネス確立事業につきましては、都城市と連携し、12月3日より12月27日までに7回実施されております。同事業におきましては、両道の駅たるみずへ約200名の方が訪れていただき、海の幸を堪能され、買い物を楽しんでおられました。

1月以降のツアーにつきましては、8本のツ

アーが中止となっておりますが、現在、ツアー再開に向け準備を進めているところでございます。

なお、緊急事態宣言により、特に大きな影響を受けておられます飲食店の方々への支援金の給付に関する補正予算を今回、上程させていただいておりますので、御審議方よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、新型コロナ関連以外の事項につきまして御報告いたします。

まず、新庁舎建設関連ですが、2月5日、外部検討組織である垂水市新庁舎建設検討委員会が開催され、新庁舎建設計画に賛成、反対、双方の立場の方々の意見聴取が行われました。今回は、委員長からの要請もございましたので、意見聴取について傍聴させていただきました。なお、委員長から、今後の庁舎建設について御意見をまとめられるということですので、事業推進の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、水産商工観光関係についてですが、スポーツ合宿につきましては、11月末から1月にかけて、鹿児島女子高校ソフトテニス部や、県内外の中学生の5チーム参加の2020ウインターカップイン垂水が開催され、選手・関係者や保護者など多くの方々が本市を訪れていただきました。コロナ禍にあつて、合計4団体、滞在延べ人数は約370人を数え、本市にとりまして、大きな経済効果の一つとなったと考えているところでございます。

また、例年1月16日から17日に、商工会青年部の主催により開催されております第27回U10サッカー大会は、代替大会として、株式会社ディセットボンドの主催で開催されました。大会には市内外より42チームが参加し、たるみずスポーツランドをメイン会場として熱戦が繰り広げられました。参加者並びに観戦者の感染予防対策を講じた上で開催しましたところ、2

チーム30名の関係者が市内の施設に宿泊をしていただき、活気にあふれた大会となりました。

次に、桜島・錦江湾ジオパークにつきまして、2月5日に日本ジオパーク委員会より、垂水市並びに始良市へのエリア拡大の認定を受けたところであります。今後も垂水市、鹿児島市、始良市の3市が連携し、魅力的な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林課関係ですが、水之上宮前地区の水田約17.5ヘクタールの未来計画について、耕作者を中心とした有志の方々と協議を重ねてまいりましたが、昨年12月に、農地中間管理事業の推進母体となる宮前地区農地集積協議会が設立されました。鹿児島県農地中間管理機構等と連携し、農地集積を支援するとともに、圃場整備の実現に向けた検討を引き続き行い、担い手の農業生産性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、高病原性鳥インフルエンザについてですが、全国的に発生リスクが極めて高い状況を踏まえ、鹿児島県は、県下全域の100羽以上の飼養農家を対象に、令和2年12月13日から2月28日までの消石灰散布による消毒実施期間として設定し、家畜伝染病予防法により、令和2年12月3日に告示しております。

本市では、昨年12月2日から養鶏農家や庭先で鳥を飼育されている方を対象に、消石灰の無償配布や100羽以上の飼養農場周辺道路の消毒を開始しております。

また、飼養衛生管理基準の遵守など、野生動物の侵入防止対策を徹底するため、垂水市技連会だよりで随時注意喚起を促すとともに、監視体制の強化を行っているところでございます。いまだ予断を許さない状況は続いておりますが、万が一、市内養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されますと、畜産業界関係者だけではなく、地域の経済にも多大な影響を及ぼすことから、さらに危機意識を高め、侵入、

蔓延の防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、光ブロードバンド整備事業の進捗状況について御報告いたします。

この事業の主体でありますNTT西日本に対し、令和3年1月29日に国の高度無線環境整備事業の補助金交付決定がなされたことを受け、2月15日に本市とNTT西日本との間で、垂水市光ブロードバンド整備に係る協定を締結いたしました。

今後、NTT西日本側が、光ブロードバンドに必要な設備構築に着手されることとなりますが、今のところ牛根地区、新城地区及び柘原地区の完成時期は、令和4年3月頃になる見込みでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第2号～議案第6号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第4、議案第2号から日程第8、議案第6号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第2号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市特別導入事業基金条例を廃止する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。議案第2号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

平成29年5月17日に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が施行され、1年が経過しようとしております。本議案は、施行以降、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当について、条例の一部を改正する必要があるものについて、令和3年4月より適用すべく改正するものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第3条第1項は、第1号会計年度任用職員の報酬の基礎号給と最高号給について定めたものでございますが、第2号の専門職として、森林専門員及び第6号の労務職に火葬場作業員等の新しい職を追加することから、最高号給を改めようとするものでございます。

次に、第9条は、期末手当について定めたものですが、会計年度任用職員が異なる任命権者間で任用された場合であっても、任用期間を通算して期末手当の支給対象とできるものとし、また、2年目以降の会計年度で任用期間が六月に満たない会計年度任用職員であっても、前会計年度の末日まで任用され、引き続き再度任用された場合には、6月期に支払う期末手当の支給対象とすることができるものとする改正でございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案も議案第2号同様、会計年度任用職員として新たな職種を追加する必要等が生じたため、給与や期末手当、職務内容について条例の一部を改正し、令和3年4月より適用しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第3条第1項及び第16条第3項の改正の内容につきましては、先ほど説明をいたしました議案第2号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、別表第2ですが、専門職に新たに専門職13種として、森林専門員の職を追加しようとするものです。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。議案第4号垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市企業等立地促進条例は、本市に事業所を設置し、操業を開始した事業者に対して補助金を交付し、本市の地域経済の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的として制定した条例でございます。

本条例の一部改正は、昨今の厳しい社会情勢の中で、大規模な工場等の企業誘致は現実的に厳しい現状であり、本市へのこれまでの企業立地の実績においても、全て中小規模の事業所が占めておりますことから、今回上程いたしました改正案により、事業所新設の場合の補助金交付要件を緩和し、本市への中小企業の立地を促進することで、地域経済の活性化につなげるとともに、市民の雇用機会の拡大を図ろうとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

第3条についてでございますが、事業所設置の際の補助金交付要件である新規地元雇用者の人数を「5人以上」から「3人以上」に緩和しようとするものでございます。

次に、第4条についてでございますが、第3条の改正に伴いまして、交付する補助金の限度額1,000万円の枠における新規地元雇用者数を「5人以上」から「3人以上」に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○保健課長（草野浩一） おはようございます。議案第5号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

改正の主な理由でございますが、市町村は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定めることになっております。現在の第7期計画は令和2年度をもって終了することから、現在、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定中ですが、今回、計画実施に係る第8期介護保険料を算出しましたことから、条例の一部を改正し、併せて関連法律の改正に伴い、文言を整理するものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表にて説明申し上げます。

第2条でございますが、介護保険料額を年額で表示しております。同条第1項第5号は、冒頭申しました令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間の基準となる保険料で、現行の「6万8,400円」を「7万4,400円」に改めるものでございます。月額に直しますと「5,700円」から500円増の「6,200円」と

なり、この基準月額に各所得段階の基準割合を乗じて、各所得段階ごとの保険料額を算出しております。

また、平成27年度から実施しております低所得者への保険料の軽減措置としまして、同条第2項において、所得段階の第1段階保険料額「3万7,200円」を「2万2,320円」とし、同条第3項において、第2段階保険料額「5万5,800円」を「3万7,200円」とし、同条第4項において、第3段階保険料額「5万5,800円」を「5万2,080円」とするものでございます。

次に、附則第8条第1項は、租税特別法の改正により、「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に名称を改めようとするものでございます。

第2項は、還付加算金の割合を引き下げるとともに、第1項と同様、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に名称を改め、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことによる改正でございます。

第3項は、第1項及び第2項の規定により、算出された延滞金及び還付加算金の割合が0.1%未満となる可能性があるため、年0.1%未満となる場合の規定を新たに加えるものでございます。

第4項は、第1項及び第2項の規定により算出された延滞金及び還付加算金の額が、1円未満の端数が出た場合の規定を新たに加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

第2項は、介護保険料について、施行日以前の経過措置と、延滞金及び還付加算金については、令和3年1月1日以後に適用するとともに、適用日以前の経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○農林課長（森 秀和） 議案第6号垂水市特別導入事業基金条例を廃止する条例案につきまして御説明申し上げます。

本条例案は、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉向上を目的として設置された、垂水市特別導入事業基金条例を廃止しようとするものでございます。この基金は、農家への肉用繁殖雌牛貸付けを行うため、昭和55年度に国庫、県費、市費で造成され、延べ251頭の肉用繁殖雌牛の貸付けを行ってきました。

廃止理由といたしまして、肉用牛繁殖牛飼養頭数は、多頭飼育化が進み維持できているものの、高齢化による廃業が進み、本条例の設置時の所期目的にそぐわなくなったため、県費を返還し、垂水市特別導入事業基金を廃止しようとするものでございます。国庫分につきましては、会計検査院の指摘により、平成29年度までに全額返納しております。現金残高につきましては、本議会に上程しております垂水市一般会計補正予算（第14号）案で、一般会計への基金繰入金2,000万2,000円と県支出金1,086万8,000円を計上しております。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○感王寺耕造議員 まず、議案第3号ですよね。課長の説明で大体了解したのですが、ちょっと専門職の10種という部分で公民館長ということがうたわれているのです、公民館長。専門職の10種、公民館長。これ社会教育の絡みで変えられたのか、今現在、公民館長は社会教育課長兼務ですよね。実際では公民館副館長ということで、地元の代表の方が座っているということですよね。その部分の整合性といいますか、

実際の館長は兼務なのにこういう部分の条例が果たしていいのか。

それとあとまた、社会教育課のほうの考えとして、この公民館長制度の部分です。この部分を将来的にどうするのかという部分も問題だと思っっているのですが、その部分が1点です。

あと議案第4号です。この分について5名から3名に引き下げるといことでしょうか。1つ聞きたいことは、実際、会社のいろんな大きいところもあれば小さいところもあると。規模を引き下げることによって、企業の誘致とか新しく雇用を生み出すという部分では評価するのですが、1点だけ気になる部分が、やはり規模が小さいと、雇用環境という部分がどうなっていくのかという部分です。事業を継続できるのかという問題も出てくると思うのです。一応、この部分について教えていただきたいのですが、例えば、社会保険制度、それとまた退職金規定がきちんと取っていないとだめなのか、その辺の部分がちょっと気にかかるものですから、その点について教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 専門職10種の公民館長につきまして、これにつきましては、制度創設時、昨年、制度創設時に国の指針に基づきまして本市の条例を制定いたしております。その中で、この公民館長につきましても、会計年度任用職員の対象になるものというふうに国が示しておりましたので、本市の条例上は、公民館長を専門職10種として位置づけたものでございます。

ただし、御指摘のとおり、本市の公民館長の役割というのは、会計年度任用職員に必ずしも当てはまらないというようなこともありますので、現在において、運用上は館長代理というようなことでお願いをしているものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、企業

立地等促進条例につきましてお答えさせていただきます。

まず、今回、条例改正におきまして5名から3名というところの改正案につきましては、過去の実績というところで、まず判断させていただいたところもございます。

平成22年から26年度の5か年について、5社と立地協定を結ばさせていただいた上で、そのうち5社において、5人以上の雇用が発生したと。事業の内容につきましては、この5か年におきましては、水産加工事業者が多数参入されておりまして、この事業者様が新たな地元の新規雇用というところで、発注していただきましたので実績に上がっています。

ですが、後半の部分の平成27年から令和元年度までの5か年におきましては、2社と立地協定を結ばさせていただいておりますが、現在のところ新規地元雇用者というところでは1名ないしは2名というところでございます。この条件を満たさないというところでございます。先ほども条例の説明で申し上げましたけれども、昨今の厳しい情勢において、また、新たに企業の誘致を図る上においても、さらにまた規模の小さい事業者様が、またこういった相談も受けられるのではないかとということでもあります。

ですけれども、企業誘致におきましては、やはり実際のところ自治体間の競争もございます。そうなった場合に、近隣自治体との条例案の内容について確認しましたところ、大隅管内においても2市において、もう既に3人というところで上限を緩和して取り組んでいらっしゃることもございますので、そういったところで、鹿児島県が主催します企業誘致のそういった会合等においても、やはり様々な条件を確認された上で企業誘致に臨まれてまいりますので、そういったところの条件がやはり横並びの状態というので、また話を受けるというところが、今後のさらなる誘致に関わってくるというふうに

考えておりますので、今回改正させていただいたところであります。

また、感王寺議員が御心配されました、その企業の確認でございますけれども、企業立地促進条例の施行規則のほうにこちらのほうは明記しておりまして、事業所につきましては、まずは雇用保険及び社会保険の適用事業所であることという形になっております。

また、条例のほうにおいて、補助金を交付するのに必要な場合は、操業、雇用状況等について報告を求め、または実地調査をすることができるといふふうに明記しておりますので、こういったところで確認しながら、また企業さんの動向関係も確認させていただいて、交付、そういったところに結びつけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○持留良一議員 それでは、質疑をさせていただきたいのですが、1つは第5号介護保険条例の一部を改正する条例案です。これは、この前の一般質問でもやって、値上げの方向ということが示されたのですが、その中で大変いろいろ苦労もされて、資金繰りも含めて、なるべく被保険者の方々に負担をかけないようにというような側面も見えてきている部分は確かにあると思います。その点は大変評価できるというふうに思うのですが、その金額をどのくらい活用されたのか、負担緩和のために。基本は基金からの繰入れをされたというふうに思っています。基本的には、これは被保険者の方々のお金なので、それを戻すということは、基本的にはあり得るということだと思っております。これが1点と。

もう1つは、個の供給量をいかに減らしていくかという点では、やはり市の対応、介護予防、これはもう重要な役割を担っていく点だと思います。これがなければもうそのままだったら、

どんどん利用が増えていく可能性も当然高いと。そのために様々そこには市としての対応策が取られていると思うのです。介護予防、総合支援、それから予防活動も一生懸命取り組まれているというふうに思うのですが。

そこでのやっぱりきちんとしたことが、今後8期の中で3年間どんな形でそれがされていくのか。そのことによって、ある意味こんな形で抑えられるということも含めて、実績的にもう7期やってきているわけですので、当然、その点も、その部分で評価しながら取り入れながら、また市としての役割責任を果たしながら、抑えていくということがあってもよかったというふうに思うのです。その点の部分は、ほとんどこれには反映されていないというふうに思うのです。

極端なことを言えば、全国でも一般会計からの繰入れをしているところもあります。市として、責任として、その役割を果たしていくのだということで、一般会計からの繰入れをしているところもあります。国の調査でも、全国で約10自治体がそれをやっているということがあり、と思います。

そうすると、この介護予防という努力の取組、これをどんな形で試算して、この予算を組んでいったのか。そのことは結果として、被保険者の方々の負担を減らすということにつながっていくと思います。

今回の値上げ案でも、平均で垂水の年金の約一月分にも値するぐらいの中身になりますので、当然これは市民生活にも大きな影響を与えるわけですが、その点はどんな形で、この予算を組み立てるときにされたのか、この点をお聞きしたいと思います。

あと2点目が、議案第6号特別導入事業基金条例を廃止する条例案。これはもう以前から監査も含めて、指摘事項としてあった中身だろうと記憶をしているのですが、1点は、この

中で回収できなかった金額と、いわゆる市に対しての損失とかあるのかどうなのか、この件が1点と。

あとこの導入基金条例施行規則というのがありますよね。この中で導入に対する指導というのでも明記をされているというふうに思うのですが、当然なかなか難しい点もいろいろあったかと思えます。農林課としても十分対応できなかった点もあろうかと思えますけども、しかしこの部分というのは重要な中身になってくるというふうに思います。

例えば、ここには毎年1回以上指導を適切に行うものとするという点も書かれています。当然それに対する導入者の義務というのものもあるわけなのです。それがやっぱりきちんとして様々な形でされていけば、結果として、そういう導入された方も被害を被らないというか、事前に対処できた点もあったのではないかなというふうに思います。

これらの点について質疑をしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） まず、基金をどのくらい入れたのかということですが、御質問の介護給付費準備基金の残高は、令和2年度末で8,000万程度になる予定でございます。今回、基金の残高見込みの約半分4,000万円を取り崩したことによって、当初積算していました金額に対しまして、300円程度抑制したというふうに考えております。

一番いいのは、その基金を全額取り崩してすることが、今回、第8期に関してはもっと下がる形になるかと思いますが、その基金を全部投入した場合には、次の第9期のときに不測の事態が生じたときには、県からの借入れということもありまして、さらに借入れをした場合には、その次のときに返済を上乗せしてする形になりますので、やはり不測の事態に備えた形である程度、基金は残しておかないといけないというのが、そのための基金でございますので、今回

8,000万円の約半分4,000万円という形で、支障のないという範囲で基金を取り崩したところでございます。

次に、その供給量を抑えるためにどうしているのかというのは、これまでも何回も答弁しておりますとおり、介護予防のほうに力を入れていって、介護にならない状態を末永くつくっていくという状態にしているところでございます。その成果が、この第8期にどのように取り組まれたということですが、今回、第7期中に取り組んだ成果としまして、その介護予防の部分に関しては、これまでの第6期と比べまして、約半分程度成果が出ておりまして給付費は下がってきております。

しかし、その介護給付費、要介護2から5の方に関しましては、約16%程度増加しております。1つは、その軽度者の部分に関しては成果が出てきているが、その中度者の方々に対しては、どうしてもうまく成果が出ていないという形で、重度化しているという傾向があるという点と、やはりその介護サービスを提供している雇用側のほうにも、しっかりと生活をしていかないといけないというところで、毎年介護報酬の改定が、来年度は0.7%ですが、少しずつ上がっている状況もございますので、そういうことを勘案していきますと、給付費は少しずつ伸びていくのではないかと考えてきております。

その中で、先ほど最初に言いましたとおり、予防に関してはある程度の成果が出てきておりますので、引き続き、この力を入れてある程度成果が出てきましたら、まだ予防を始めて3年、4年という形ですので、次の第9期、第10期に当たるには、減少幅の勘案した形で、保険料に反映されるのではないかなというふうに考えてきております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） まず、未回収金から御説明いたします。本人死亡により回収不能と

なっている額が110万2,579円でございます。これは3頭分の導入貸付分でございますが、当初、故人には5頭延滞が発生しております、2頭分については回収を行っておりますが、3頭分が未納となっております。その後、条例に基づき督促を行っておりますが、現段階でも3頭分が未納となっております。

次に、指導体制でございますが、農協関係者等と指導を行ってまいりましたが、巡回含めやっておりますが、当初の貸付頭数が多かったのではないかなというふうな見込みを持っております。

また、19年度以降は監視体制、月1回のデータでの検査等を行っております、19年度以降の貸付分については、未納は発生していない状況でございます。

以上でございます。

○持留良一議員 議案第6号については、それで専門の産業厚生委員会のほうで、詳細またいろいろ議論があらうかと思っております。

先ほどの議案第5号については、1点だけ回答がなかった点があったので、再度お聞きしますが、確かに様々な要因等々あって、給付が伸びるという状況、また市としての努力、また一方では、介護施設の経営的な側面というものも様々あるという、確かにそうだと思うのですね。では、そのときどうするのか、市の責任は何なのかということを経営的には問われる部分があると思うのですね。

適切な介護事業者への指導だとか含めてやっていかなければならない点もあるでしょうし、というのはなぜかという、県から監査が下りてきますよね。適切にその経営等含めて監査を市がやらなければならない、そうすると経営状態も含めて本当に適切かどうか、運営費はちゃんとやられているのかと含めてやっていかなければならない面もあると思うのですね。

そこについて様々な問題が出てくるのです。そ

の様々な要因の中で、今回、最終的には被保険者に負担を求めると、結果として求めるという結果になったと思うのですよ。果たしてこれでいいのかという、もう第7期までやってきた中で、どうするのだという様々な問題があって、さらにその負担が増えてきているという状況を、この前の一般質問でもやったかと思うのです。

そうやってきたときに先ほど回答がないと言ったのは、一般会計からの繰入れ等も含めて検討の余地はないのか、なかったのか、検討されなかったのか、これがある意味、市の被保険者の暮らし、また事業所をきちっと守っていく視点もあったのではないかなというふうに思うのですが、そこに議論はなかったのか、再度質疑します。

○保健課長（草野浩一） 一般会計からの繰入れを検討しなかったのかという御質問ですが、今現在、先ほど言いましたとおり、その準備基金がある段階で、その一般会計を考えるというのは、いかがなものかなというふうに思いますので、しっかりと皆様方がお支払い御負担いただいた保険料の中で運営ができるように、まず第一に考えていきまして、どうしてもその運営が厳しくなったときには、関係課とそういった協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○森 武一議員 第4号議案についてまずお伺いしたいと思うのですが、今回この補助の対象となる事業所の人数が5人から3人に引き下げるということなのですが、これは1人当たりの補助金に換算すると、1.5倍ぐらいになるという計算になるかと思います。5人であれば200万、3人であれば330万円という、費用対効果ということが適切かどうかかわからないのですが、費用対効果としてどのように考えているのかということをお聞かせできればと思います。

あと、第5号議案についてお伺いしたいので

すが、先ほど持留議員の質疑、答弁の中で、8,000万円の基金の中から今回第8期で4,000万円取り崩して、1人当たり300円ぐらいの保険料の抑制になったということで、4,000万円に関しては不測の事態に備えてやっていくということだったかと思います。第9期に向けて4,000万円不測の事態として取っておくとなると、300円が最低上がってくるのではないかと思います。そこに関して第8期の中で、上がらないようにする取組であったりとか、基金へどう取り組んでいくのかというのをちょっとお伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、まず議案第4号の企業立地のほうですけれども、その費用対効果というところですけど、まずは今回、条件緩和につきまして5名から3名というところで、交付要件の1,000万でございますけれども、こちらにつきまして、確実に3名雇用があったからといって、1,000万円が無条件に払われるということではございません。まずはその実質的にかかった費用、設備投資にかかった費用について1,000万円を上限として、その実質かかった費用について補助をするというところでございますので、3名雇用があったから1,000万円が上限にはなりません。

そしてあと、費用対効果でございますけれども、やはり市の直接的歳入、固定資産税、法人市民税等ということを考えますと、単にシミュレーションでございますけれども、やはり3名の雇用があったということであったとしても、7年から8年で今回の1,000万の投資額は回収できるのではないかというふうには見込んでいるところでございます。そして、また雇用が発生することによって、市民所得の向上そして市内の消費効果、取引関係の会社も出てくるわけですね。そういった効果もまた見込めるのではないかというふうに試算しているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 値上げをしないような取組をどのようにしていくかという御質問だと思いますが、まず、その保険料をお支払いしていただく65歳以上の第1号被保険者の方々に對しましては、2025年、令和7年度になっておりますが、どんどん人口は減っていくにもかかわらず、高齢者数というのはほぼ変わらない状況でございます。

その中で、当然その入り口、要介護にならないための取組として先ほど言いましたとおり、介護予防総合事業の中で、いろんなならぬための仕組みの中で事業を取り組みまして、まず元気な方を多くつくっていくと、介護を受ける時間帯を少なくすると、期間を少なくするというふうに考えております。

あわせて、先ほど言いましたとおり給付費が上がった一つの要因としまして、重度化された方が大きいというのもございましたので、第7期、第6期ぐらいから取り組んでいます給付適正化事業というのがございますので、その方に合ったプランが本当にその方に合っているのか、本当に必要なサービスを受けているのか、それとも重度化しないためのプランができていくかというような形で、今現在、包括支援センターの新任ケアマネを中心にして、ケアプランチェックを行っている段階でございます。そういう形でいろいろな御指摘、御指導しながら、その方に合った本当に合ったプランに近づいていくような形で、第8期中には受けた給付費が適正であるかというのを勘案しながら、抑制していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第2号から議案第6号までの

議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第7号・議案第8号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第9、議案第7号及び日程第10、議案第8号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第7号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第8号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第7号内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

土木課が所管いたします市道内ノ野線の改良舗装事業に関連しまして、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする、内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

辺地に係る総合整備計画とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、定められた要件に該当している地域を辺地といたしまして、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図ることを目的とする計画でございます。内ノ野地区につきましては、平成18年度に市道内ノ野線の改良舗装事業を行うための辺地計画を策定しまして、令和2年度までの15年間、延長にして約2,250メートルの改良舗装事業を実施しております。

今回の整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年にわたり、市道内ノ野線の水之上地区から上ノ宮地区までの区間におきまして、道路幅員が狭く、車両の通行に著しく支障を来している延長422.5メートルの区間で道路改良

舗装事業を実施する予定としております。

5年間の総事業費5,000万円のうち2,250万円が一般財源となっておりますが、事業費の元利償還金に対して80%が交付税措置されます辺地対策事業債を活用するため策定する計画でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案第8号野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

同じく、土木課が所管いたします市道元垂水原田線の改良舗装事業に関連しまして、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする、野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

野久妻地区につきましては、平成23年度に市道元垂水原田線の改良舗装事業を行うための辺地計画を策定しまして、令和2年度までの10年間、延長にして約1,850メートルの改良舗装事業を実施しております。

今回の整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年にわたり、市道元垂水原田線の下市木地区と上市木地区を結ぶ区間におきまして、舗装路面の経年劣化が進んでおり、車両の通行に著しく支障を来している延長917メートルの区間で、道路改良舗装事業を実施する予定としております。

5年間の総事業費2億5,000万円のうち1億1,250万円が一般財源となっておりますが、事業費の元利償還金に対して80%が交付税措置されます辺地対策事業債を活用するため策定する計画でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○前田 隆議員 内ノ野辺地に係る整備計画策

定についてお伺いします。

5年間で計画していただいて、めどが立ったということでは喜んでおりますが、用地のほう、用地の承諾は現在どんなふうになっているのかと、5年間でちゃんとできるような、いわゆる進捗になっているのか、その1点だけお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 内ノ野線の用地の進捗につきましてお答えいたします。

御存じのとおり、改良が済んだところ、用地が点在しておりますけれども、残りの用地につきましては、相続者が多いところが残っておりまして、現在その相続者に対して、改良の承諾の文書を送ったりということで、全国的に発送しております。

承諾いただいたところに関しては、改良を進めてまいりたいと思うのですが、そういった回答がないところに対しまして、関東エリア、関西エリア、九州エリアと3つに分けて、今年度、用地交渉に行こうということで、予算も頂いていたのですが、コロナ禍のため行けませんでした。今後とも、そういった文書等、電話等を取りながら、なかなか回答をもらえないところに対しましては、出張して用地交渉していこうという考えでいるところでございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第7号及び議案第8号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

次は、11時10分から再開いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第9号上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第9号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） 議案第9号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案について御説明申し上げます。

今回の主な補正は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品等の予算措置や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多大な影響を受けている飲食店に対する支援金、特別会計への繰出金、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理等によるものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業についての債務負担行為の補正などを同時に行うものでございます。

今回、歳入歳出とも3,577万5,000円を減額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は147億4,566万7,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

7ページをお開きください。第2表、繰越明許費について御説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示ししております。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費1項総務管理費の光ブロードバンド整備事業補助金は、新城・柘原・牛根地区など、本市の光回線未整備エリアに電気通信事業者が光回線の整備を行うために要する経費を補助するもので

ございますが、今年度における総務省の高度無線環境整備推進事業の対象自治体が多数であり、年度内における電気通信事業者の光回線整備が困難であるため、令和3年度へ繰り越すものでございます。

3款民生費2項児童福祉費の牛根児童クラブ施設整備事業は、牛根小学校の特別活動教室を放課後児童クラブ用に改修するための工事に係る設計委託料で、本補正予算に計上しておりますが、牛根児童クラブは令和3年4月1日の開設予定であり、当該教室の改修工事は令和3年度中に終えなければ国庫補助の対象とならないため、早急に設計を行う必要があるため本補正予算に計上し、令和3年度へ繰り越すものでございます。

4款衛生費2項清掃費の災害等廃棄物処理事業は、令和2年7月豪雨災害による被災家屋2棟の解体撤去に当たり、現場への通路が狭く、手前にある世帯の家屋等の解体撤去や流木等の除去完了後に、次の世帯の家屋等の解体作業を行うことになることや、解体の際に所有者へ所有物の確認、配慮を行いながら作業を行うことから、通常の解体業務より期間を要するため、年度内の完了が見込めず、令和3年度へ繰り越すものでございます。

6款農林水産業費3項水産業費の輸出等対応施設整備事業補助金は、農林水産省の事業であり、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業を活用し実施されるもので、農林水産物の輸出先の国のニーズ、または基準を満たすための施設・機器等の整備を行う事業で、今回、水産物加工業者におきまして、深絞り真空包装機を導入し、2次加工品の冷凍製品を製造することにより、輸出量の増加と品質の向上を図るものでございますが、国の第2次募集が11月にあり、本年1月末に計画書の提出依頼があったことから年度内の完了が見込めず、繰越しを行うものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業は、下市木、中市木、上市木及び野久妻集落を結ぶ地域の主要路線であり、農耕者にとって営農上欠かせない路線となっていることから、地元調整を行った結果、稲刈り時期後の10月以降に工事施工を開始することとなったため、年度内の完了が困難となり、令和3年度へ繰り越すものでございます。

9款消防費1項消防費の令和2年度垂水市防災マップ作成業務委託は、事業期間が7か月相当見込まれる事業ですが、社会資本整備総合交付金の交付決定通知が令和3年1月4日であったため、年度内の事業完了が見込めず、令和3年度へ繰り越すものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の農林水産業施設単独災害復旧費及び農業用施設補助災害復旧費は、7月豪雨災害に係るもので、令和2年12月末までに災害査定、補助率増高申請が完了しましたが、その後の工事発注となるため、標準工期を確保できないことから、繰越事業とするものでございます。

同じく、林業用施設補助災害復旧費は、林道災害復旧事業について、年度内の事業完了を目指しておりましたが、入札不調により工事発注が遅れ、標準工期を確保できないことから、繰越事業とするもの、また、白山林道について、地滑り災害として調査委託を行っておりますが、調査・設計に時間を要している状況であり、年度内の完了が困難なため、令和3年度へ繰り越すものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、7月豪雨災害により被災した箇所、9月から10月に災害査定を受け、災害復旧事業の認定を受けたことから、10月中旬より発注準備を行い、工事発注を行いましたが、標準工期を確保できないことから、繰越事業とするものでございます。

同じく、道路橋梁河川単独災害復旧事業は、

7月豪雨災害により被災した地滑り災害箇所であり、現地踏査を実施し、現在も簡易機器による変位量の観測調査中ですが、災害申請については、地滑り終息後に査定受検となり、かなりの日数を要するため、繰越事業とするものでございます。

繰越明許費全体としまして11事業の総額4億6,462万3,000円でございますが、繰越しに要する財源は、国県支出金、地方債、分担金、一般財源でございます。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、8ページの第3表を御覧ください。

債務負担行為の追加でございますが、農業近代化資金利子補給金から9ページの空き家バンク移住促進事業補助金まで、本年度に交付決定などしたものにつきましては、最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

次に、地方債の補正についてでございますが、10ページの第4表、地方債の補正を御覧ください。

変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の起債限度額を合計8億5,156万2,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げますが、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

19ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、地方財政法第7条第1項により、前年度の実質収支額の2分の1程度を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

20ページをお開きください。

18目ふるさと納税制度事業費の報償費から積立金は、令和2年12月末までに当初予算額の10億円を上回る寄附金を賜りましたので、これに伴う返礼品代やポータルサイトの手数料などの

事務費及び積立金を、今年度の寄附額11億8,275万1,000円を見込んで増額するものでございます。

少し飛びますが、24ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費13目介護老人保健施設費の繰出金は、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源補填のために繰り出すものでございます。

次に、2項児童福祉費5目放課後児童健全育成事業費の委託料は、先ほど繰越明許費にて御説明いたしました、牛根小学校の特別活動教室を放課後児童クラブ用に改修するための工事に係る設計委託料でございます。

また、少し飛びますが、26ページをお開きください。

4款衛生費3項病院費1目病院費の負担金、補助及び交付金は、病院事業会計への負担金でございます。

27ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費9目畜産業費の償還金、利子及び割引料は、特別導入事業基金の廃止に伴い、基金残高のうち、県が拠出した費用及び附帯する利子について返還を行うものでございます。

28ページをお開きください。

3項水産業費2目水産業振興費負担金、補助及び交付金の29ページの輸出等対応施設整備事業補助金は、6月議会において、冷凍機器等の整備に係る補助金として2億5,000万円を予算計上しておりましたが、国における予算枠の関係により、補助上限が1億円に変更となったため、機器整備の優先度合いと輸出向け加工製品に緊急的に必要な機器へ事業変更を行い、先ほど繰越明許費で御説明いたしました事業の実施に向けて予算を減額するものでございます。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金の飲食業支援金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多大な影

響を受けている飲食店に対し、令和2年12月から令和3年2月の売上げの平均額が、前年同月の売上げの平均額と比較して20%以上減少している減収飲食店を対象として、支援金を支給するものでございます。

少し飛びますが、35ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化財保護費の報償費から工事請負費は、12月補正で予算を計上いたしました垂水島津家墓所災害復旧に係る経費でございますが、文化庁の国庫補助金の交付決定が令和3年度となる見込みであることから、令和3年度当初予算への組替えのため減額するものでございます。

37ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は、災害査定受検等に伴い、補助率や事業費の変更に伴う予算の組替えでございます。

以上が、歳出の主なものでございますが、これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、11ページの事項別明細書の総括表及び13ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、市債などの特定財源と、市税、地方交付税を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○森 武一議員 すみません。今回の14号補正についてお伺いしたいと思います。

今回、コロナ禍において、事業者が大変苦しくなっているということで、その事業所に関する寄附金の予算が計上されている。ここに関しては評価をするところであります。

ただ一点、市民生活であつたりとか、生活というものもこのコロナ禍が長引くことによって大変影響を受けてきているのではないかと思う

のです。事業所においても、年度末において資金繰りに大変窮してくるというようなことも言われているわけなのですが、そこら辺に関しての事業所、またはその生活者というところの把握をどのようにやったのか。そしてまた、これをどのように考えて、今回の補正予算に反映させたのかということをお伺いさせていただければと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 商工業者の現状につきましては、定期的に商工会の経営指導員が業種を問わず事業者のヒアリングを行っております。その中でも観光業、それと飲食業が特に厳しいということを受けましたことから、飲食店に向けての支援をするものでございます。

また、ほかの観光業につきましては、雇用調整助成金を活用されておりますことから、その状況を踏まえまして、今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑は。

○副市長（長濱重光） 生活支援に関する御質問もありましたけれども、御案内のとおり、令和2年度は臨時交付金を使っていろんな生活支援、子育て支援、それから弱者対策、経済対策、いろんなことを取り組んでみました。臨時交付金だけで5億3,300万円の予算でいろんな手だてを講じてきました。光通信まで入れますと7億6,000万ぐらいになると思いますけれども、これが2年度の事業であります。

したがって、いろんな事業をやってきた中で1年間が過ぎようとしておりますけれども、幸いに、国の第3次補正で1億6,000万余りの臨時交付金の内示をいただいております。したがって、当初予算に対しては、時期的なものがあるが織り込めなかったのですけれども、幸いにまた5月に臨時議会がありますので、それに向けて補正等を、どういったその生活支援を含めてすべきなのかどうかを含めて、いろんな角度からまた検討して、補正予算で対応さ

せていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません。今の御回答のところから2点、まず事業所に関してなのですが、年度末における資金繰りであったりとか、年度末において大変窮する事業所が出てくるのではないかとことを危惧されているわけなのですが、そこに関しての把握であったりとか対応についてというものを聞きしたつもりなのですが、そこについてお答えいただければと思います。

もう一点が、生活者のところですが、先ほど臨時給付金で対応してきたということだったかと思っております。今回の第3波で、また1年間続いってきたコロナ禍において、生活に困窮する方も出てきているというふうに報道等もあるわけなのですが、そこに関しての把握というものをどのようにやったのかということをお伺いしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 商工業者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、商工会のほうで業種を問わずヒアリングを行っている中で、経営的に3月までの決算時期に厳しいというようなところは、我々のほうにも報告は受けておらず、そのようなところにつきましても確認いたしました。今のところ聞いていないところでございます。

なお、水産業につきましては、若干、状況の中では垂水市漁協の部分が厳しいとは聞いておりますけれども、その分につきましては、経済対策といたしまして、今、取り組んでいるところでございます。

○副市長（長濱重光） 生活困窮者への実態把握ということでありまして、第一義的には、社会福祉協議会のほうでもそのようなことを把握しながら、あそこもいろんな貸付け等やっていますので、そういうところから情報を頂いておりますけれども、今、御指摘

がありましたように、それでは市役所として主体的にどのような調査をして把握をしたかというところは、少し薄いものがありますので、今回1年過ぎましたので、その辺の実態把握に向けて、今後どういう形で調査をし、把握をしていくかということをもっと進めていきたいというふうに思います。

また、その中で、議員の方々からもいろんなことの情報を受けております。これは非常にありがたい情報ですので、そういったことを踏まえて、また何かございましたら私どもにも情報を頂けたらありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○持留良一議員 今回、取組によって飲食関係者が救済されるということで、非常に安堵しているというか、機敏な対応も一方ではあったのかなというふうに思って評価をしているところですけども、1点は、県の事業の支援の関係で拡充されましたよね。今回、県のほうが従来の中身よりも。そして、なおかつ、5市に時短要請がありましたけども、それ以外の市町村も対応するということがあって、そのところも拡充をされたということですけども、1点目は、この関係での部分で、きちっと両方とも給付が対象になるのかどうなのかですね。このことは大きいというふうに思います。

もう一つは、私なんかも飲食店から様々な声を聞いて要請もしてきたんですけども、その中で、市のほうからもヒアリングをしてほしかったという声があったと思うのですよ。今、先ほど担当課長は、商工会のほうきちっと把握をしているということがありましたけども、やはり、私はこういう問題、今、コロナ禍の下で飲食店の方が大変苦労されていると。そしておまけに去年の発生した以降、キャンセルも大変出

てきたということで、どうしようかという状況の中で、当然、市としても実態を把握していく、様々な形でヒアリングも行っていくということもあってもおかしくはなかったというふうに思うのです。確かに多忙な中で皆さんも大変厳しかったと思いますけども、しかし、そこには業者の方々を支援していくのだと、守っていくのだという、そういう姿勢があれば、当然のごとく、そういう形でどうですかと。声はありませんか、要望ありませんかということは、当然あってしかるべきこれは取組だと。だから今こそこのことが、大変重要な、私は市の姿勢として問われていたのではないかなというふうに思うのです。そういうところをきちっと受け止めていただいて、今後取組を当たっていただきたいと思うのですが、その点が2点目と。

あと、3次補正がようやく示されましたけども、国のほうとしてもこの間、様々明らかになってきている中身があると思うのですが、これは国民の様々な声の反映によって中身も変わってきているかと思うのですが、確定してやってくるのだろうと。

先ほど、再度確認したいのですが、その額が示されたということですが、もう一回確認、金額的なところを確認したいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） まず、県の中小企業、個人事業者等への事業継続支援につきましては、対象事業者は飲食店、飲食店の直接取引先でありますタクシー、運転代行、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカーとなっております。支援内容につきましては、12月から2月の事業収入が50%以上70%未満減少している事業者へ上限20万円、70%以上減少している事業者へ上限30万円を支給するもので、先般、県が営業時間短縮要請をしました5市並びにその他事業所につきましては、70%以上減少している場合において上限20万円の支給となっております。

なお、本議会に上程させていただいております。

す飲食業支援金につきましては、飲食業の経営が特に厳しい状況でありますことから、重複受給可能としており、本市の中小企業、個人事業者等への事業継続支援につきましては、今後の状況を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

なお、ヒアリングにつきましては、商工会のほうがしておりましたことを、その都度情報共有しておりましたが、そのようなことであれば、我々一緒になってヒアリングするなり、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 第3次の地方創生臨時交付金の額ですが、1億6,818万円が垂水市の限度額として示されました。

以上でございます。

○持留良一議員 そういう形で謙虚に対応していただきたいと思えます。そこに市の大変重要な役割がありますし、そこに対する、市に対する信頼感があるかなと思えます。

県の事業の関係で、私がちょっと気になるのは、タクシー、運転代行、宿泊、旅行、貸切、レンタカーとあるのですが、その中で、飲食関係で直接取引先、市内の中で取引先があると思うのです。資材を購入したりとか、当然その先は、このコロナ禍の関係で販売が減ることがあるかと思うのですが、その部分については、今回対象というか、指定に入らなかったのかな。その点について。

○水産商工観光課長（大山 昭） 飲食業支援金のその他の関係する業種ということなのですが、今回につきましては、特に、やっぱり飲食店ということで、その他に関連するところ、うちで言いますとタクシー、観光業、バス業というのが含まれますが、そのところは先ほど申し上げましたとおり、雇用調整助成金を活用されておりますことから、そういった状況を踏

まえて対応するべきだというふうに考えておまして、今回は飲食店だけというふうにしていただいております。

○持留良一議員 最後に、県の中にはクリーニングもあるのですよね。クリーニング業も。というのは、さっき言ったとおり飲食関係で当然着ているものもありますから、ラーメン屋さんだったらしょうゆだとか、様々資材も購入しなければならない、当然、そこも影響受けるわけですよね、店が。そういう状況になってくると。その部分は、今回、市として、関係する直接取引先ということで対象、救済ということにはなかったのかなという質疑です。

○水産商工観光課長（大山 昭） 今回は、食品衛生法に基づく営業許可を持っておられるところだけに重点的にいたしましたので、その他につきましては、今後また対策を練っていききたいというふうに考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 今のところを質問しようと思っていたのですよ。飲食業、確かに大変で、だけどそこに納めている、いろいろあるのですよ。テレビを見ていると、その材料を納めている、例えばいろんな物、それとお手拭き、おしぼりを納めている人ももう大変だと。その飲食業の方、非常に大変なのだけど、そこに納めている、例えば飲食業でも夜のところに納めていた焼酎、日本酒、ビール、そういうものも本当に激減しているわけですよ。そして、飲食店だけに今、補助を行っているのですが、今、持留議員の質問では、その2次的に納めているところにはこの次という水産商工観光課長の話だったのですが、我々は議会として、堀内議員以下6名で、その納めている方々にも支援をしてくださいというのを要望書を出しているわけですよ。

今回の補正には間に合わなかったと思いますが、この次は、やっぱり少なくともその辺も

ちゃんと商工会で聞き取りなり、行政のほうで聞き取りなりをして、やっぱり相当減っているわけだから、その辺に対しても、前年比売上げが、例えば納めていた焼酎、アルコール類が、自分の売上げとして20%も30%も減ったというところもあるはずですから、その辺まで垂水市の商工業者の皆さんを手厚く保護すると。そういうことをぜひ考えていただきたい。

それで、今、これ、水産商工観光課長なのですが、副市長でも、市長でもいいです。財源的に大変でしょうけど、広がっていくから。だけど、その辺の思いを少なくとも、そういうことを垂水市がまず先鞭をつけて、そこまで広げるといってやっていたら、非常にありがたいと思いますけど、市長、副市長、どちらでもいいです。

○市長（尾脇雅弥） 具体個別というよりは、全体的な考え方ということでお話をしたいと思います。

新型コロナに関しては2つ大きくあって、安全対策をどうするかということと、それに関する経済対策。垂水市におきましては、新型コロナ、昨年第1号が発生するまでは、比較的経済のほうに関しても2回のプレミアム支援とか、もろもろ順調に支援金を有効活用してできていたと思いますが、年末年始、クラスターが発生して以降、やっぱり経済の落ち込みというのがかなりございます。県も全体的にステージ3ということで、4市に対してはそういった支援をやりました。私も県の市長会の副会長として会長に相談をして、即座に知事に言って、全体的にやるべきだということ、あるいはハードルを下げるということで、全体的なこととして要望いたしました。

その中では、やっぱり県においては、財政的な根拠というところがございましたので、国に対してもしっかりとそのことを申し伝えて、まず全体的にやるべきことをやって、当然、足元

に関しては、今朝の新聞やら、先ほどのやり取りの中であるような対策も講じながらも、そこから波及するいろんな影響というのがあるのは当然のことだというふうに思います。

時間軸の関係で、今議会の現段階において上程できないこともございますが、当然の御指摘だと思いますし、それぞれの議会会派の皆様からも、それぞれの要望が来ておりますから、二元代表制の中で、市民の皆さんの代弁だということをしっかり受け止めて、また、個別でもいろんな声も聞いておりますから、その部分をしっかりと現状を把握して、先ほどありました当面の見えている飲食店の皆さんの支援ということで、今日、新聞にもありましたけれども、ただ、そこから波及するいろんな部分、一般の方々の生活支援、しかしながら限られた財源でありますから、国からのそういったものをうまく活用しながら、この新型コロナによってのマイナスの影響をしっかりと抑えて対処していく。そのための、またいろんな提案をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（篠原静則） これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第10号～議案第16号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第12、議案第10号から日程第18、議案第16号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第10号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第11号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第12号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第13号 令和2年度垂水市老人保健施設特

別会計補正予算（第2号）案
議案第14号 令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第5号）案
議案第15号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第16号 令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（篠原彰治） 議案第10号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも954万7,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を23億5,182万6,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、今後の医療費の見込みによる保険給付費の補正、令和元年度療養給付費等負担金等の確定に伴う国庫支出金返還金の補正等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費12節委託料につきましては、国保電算システム改修費の委託料でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費18節負担金、補助及び交付金は、11月診療分までの医療費の実績から、今後の所要額を勘案し、増額するものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金は、歳入の補正に伴い、財源組替を行うものでございます。

5 款 2 項特定健康審査等事業費は、特定健診医事業務委託料及び未受診者対策事業費の手数料を減額するものでございます。

8 款 1 項 8 目保険給付費等交付金償還金は、令和元年度普通交付金の確定に伴う返還金と、

令和元年度特定健診負担金及び令和元年度国民健康保険調整交付金の確定に伴う特別交付金の返還金の補正でございます。

9 目その他償還金は、令和元年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金の補正でございます。

これに対する歳入であります。6 ページからありますとおり、国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入などを充てておりますが、国民健康保険税の収入増の見込み等に伴い、財源不足が減少する見込みであるため、その他一般会計繰入金としての法定外繰入金を減額補正しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも59万2,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を2億4,544万1,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補正等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。7 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定分担金の確定額を減額補正するものでございます。

2 款 1 項償還金及び還付加算金は、過誤納還金減額に伴う補正でございます。

2 款 2 項繰出金は、一般会計繰出金の額が確定したことに伴う減額補正でございます。

これに対する歳入であります。6 ページからありますとおり、手数料、一般会計繰入金、繰

越金、償還金及び還付加算金の補正をもって充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第12号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,337万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億2,130万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、要介護認定等に係る事務費や地域支援事業費の決算を見込み、不用額を整理するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。8ページをお開きください。

1 款総務費 2 項総務管理費 1 目一般管理費は、介護保険納付書発送等に係る郵送料の不用分を減額するものでございます。

同じく、2 項要介護認定諸費 1 目認定調査等費は、要介護認定に係る主治医意見書手数料及び他市町村への依頼する要介護認定調査委託料で、ともに依頼件数の減少により減額するものでございます。

次に、2 款保険給付費 1 項サービス等諸費から、9 ページの 6 項高額医療合算介護サービス等費までと、お開きいただき 10 ページの 3 款地域支援事業費は、保険給付費の財源となる国庫補助金の介護保険保険者努力支援交付金など、一般財源分が増加したことや、地域支援事業費の事業費減額に伴い、その減額分の財源を介護給付費の一般財源に充て、介護給付費の特定財源となる介護給付費準備基金繰入金を減額する財源の組替えを行ったものでございます。

続きまして、3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費は、利用者数が当初より下回る見込みとなりましたことから減額す

るものでございます。

同じく、2 項包括的支援事業費・任意事業費 8 目地域ケア会議推進事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域ケア会議の一部が中止になったことにより、予定していた講師への謝金分を減額するものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。戻りまして 6 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料は、過年度分保険料を今年度の見込みで増額するものでございます。

次に、3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 6 目介護保険保険者努力支援交付金は、交付額の決定により予算計上するものでございます。

同じく、2 目及び 3 目の地域支援事業交付金と 4 款支払基金交付金から、7 款繰入金 1 項一般会計繰入金の 3 目地域支援事業交付金までは、地域支援事業費の総事業費に対する算出基準に基づきまして、それぞれ減額するものでございます。

7 ページを御覧ください。

同じく、4 目事務費繰入金は、事務費の減少に伴い減額するものでございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業費の総事業費減額と介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴い、これらを介護給付費の財源に一般財源として充てることから減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第13号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

初めに、令和3年第1回臨時会で御報告いたしましたとおり、現在、通所サービスは休止しており、また、施設入所者もかなり減少している状況でございます。また、現時点では、サービスの再開時期が明確になっていないため、本

年度の施設稼働状況は大きく低くなることが予想され、正確に見込めることができない状況でございます。そのため、本補正予算案は、コスモス苑の集団感染発生前に編成した補正予算案となっていることから、施設の稼働状況が分かる年度末に改めて補正予算を編成し、専決処分に対応させていただくことになろうかと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,070万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億8,064万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、不足が見込まれる指定管理料及び交付金を増額するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款事業費1項1目老人保健施設事業費は、委託料としての指定管理料と交付金を増額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款1項療養費収入1目施設療養費収入は、本年度利用実績見込みにより減額するものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い減額するものでございます。

5款諸収入2項雑入1目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分について利用実績見込みにより減額するものでございます。

6款繰入金は、事業収益の減収に伴う歳入財源不足の補填のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第14号令和2年度垂水

市病院事業会計補正予算（第5号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、第2条におきまして病院事業収益及び病院事業費用の増額補正、第3条におきまして、資本的収入の増額補正をしようとするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございますが、収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

1款病院事業収益1項医業収益1目他会計負担金及び2項医業外収益2目他会計負担金、7目補助金でございますが、合計で1億1,066万8,000円を増額し、併せて支出の1款病院事業費用1項医業費用1目経費を政策的医療交付金として1億5,853万8,000円増額するものでございます。

3ページをお開きください。

資本的収入につきまして御説明申し上げます。

1款資本的収入3項補助金1目補助金を385万円増額するものでございます。内容につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

収益的収入の1款病院事業収益1項医業収益1目他会計負担金と2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金でございますが、令和2年度の病院事業に係る交付税措置額確定に伴い、当初予算において計上した額との差額を病院事業収益に計上するものでございます。

同じく、7目補助金は、垂水中央病院における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業としてサージカルマスクやフェースシールド、医療用防護ガウンなどの感染対策用品を購入するために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として県からの補助金を計上するものでございます。

6ページをお開きください。

支出につきまして御説明申し上げます。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目経費の備
消耗品費につきましては、垂水市病院事業会計
補正予算（第 3 号）において、先ほど申しまし
た県補助金を活用しての垂水中央病院における
感染対策用品を本市病院事業会計で購入し、指
定管理者側へ配布する予定としておりましたが、
指定管理者側が購入することで購入費実費相当
額を指定管理者側へ政策的医療交付金として後
に支出するほうが迅速な購入ができると同時に、
感染対策が早急に行えるため、備消耗品費から
政策的医療交付金へ予算組替えを行ったもので
ございます。

次に、政策的医療交付金でございますが、先
ほど収入で申し上げましたとおり、令和 2 年度
の病院事業に係る交付税措置額確定分と、新型
コロナウイルス感染対策に要する経費相当分を
指定管理者側への政策的医療交付金として交付
するために増額するものでございます。

7 ページを御覧ください。

資本的収入についてでございますが、1 款資
本的収入 3 項補助金 1 目県補助金は、本市で整
備しました PCR 検査装置に対する県の補助金
交付決定により予算計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ
ろしくお願い申し上げます。

○水道課長（森永公洋） 議案第 15 号令和 2 年
度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2
号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見
込み、不用額の整理を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 73 万
1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3,744
万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説
明申し上げます。7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 14 節工事請
負費につきましては、配水支管切替工事を行う

必要がなかったため、減額補正するものでござ
います。17 節備品購入費につきましては、予備
としての計量器購入が必要なくなったため減額
補正するものでございます。26 節公課費につ
きましては、消費税納税額が確定申告により不
用となったものでございます。

次に、歳入でございますが、6 ページを御覧
ください。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一
般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出
の減額に伴い減額補正いたしまして収支の均衡
を図っております。

引き続きまして、議案第 16 号令和 2 年度垂水
市水道事業会計補正予算（第 2 号）案について
御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見
込み、予算の整理を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして参考資料により
御説明いたします。6 ページをお開きください。

まず、収益的支出から御説明いたします。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び
給水費の節の手当から、3 目総係費の手当まで
は、人事異動に伴う人件費を整理するものでご
ざいます。

4 目減価償却費と 5 目資産減耗費については、
減価償却費に不足が見込まれるために組替えを
行ったところでございます。

7 ページをお開きください。

次に、資本的収入ですが、1 款資本的収入 3
項 1 目国庫補助金は、内示額が当初見込んだ額
より減ったために減額補正するものでございま
す。

1 ページにお戻りください。

したがって、第 2 条は、令和 2 年度垂水
市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出
の営業費用を 45 万 2,000 円減額し、2 億 176 万
2,000 円とするものでございます。

第 3 条の資本的収入の国庫補助金を 1,050 万

円減額し、550万円とするものでございます。

2ページの第4条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を45万2,000円減額し、4,199万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民課長（篠原彰治） 先ほど、議案第11号の中で説明させていただいた分の中で訂正がございますので、よろしくお願いいたします。

私のほうで歳入歳出とも59万2,000円を追加しということで御説明いたしました、ここは減額の間違いでございました。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森 武一議員 議案第13号についてお伺いしたいのですが、コスモス苑の関係で専決処分をされるということなのですが、見込みとして一般会計の負担額であったりとか、負担が増えるであったりとかという見通しというものは少しあるのでしょうか。

○保健課長（草野浩一） 一般会計の分も少し出てくるかと思っておりますので、そこはまた関係課と協議をしながらしていきたいと考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第10号から議案第16号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時15分から再開いたします。

午後0時7分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第17号～議案第27号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第19、議案第17号から日程第29、議案第27号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第17号 令和3年度垂水市一般会計予算案

議案第18号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第19号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第20号 令和3年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第21号 令和3年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第22号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第23号 令和3年度垂水市病院事業会計予算案

議案第24号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第25号 令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第26号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第27号 令和3年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） それでは、令和3年度施政方針を述べさせていただきます。

去る2月12日に、議会運営委員会が開催され、

令和3年第1回垂水市議会定例会が、2月19日から3月19日までの29日間の会期予定で、開催されることとなりました。

今回の議会に、上程を予定しております付議案件は、条例案5件、補正予算案8件、当初予算案11件、その他議案2件の計26件でございます。

上程を予定しております議案等の一覧につきましては、配付しております令和3年度垂水市施政方針基礎資料の2ページに掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

それでは、私から令和3年度当初予算案における予算編成の考え方や主要施策等について、述べさせていただきます。

初めに、令和3年度の予算案についての概要を申し上げます。配付資料を御覧ください。

6ページで予算編成の考え方を、8ページから主要施策等を掲載しております。

まず、国の動きをお話させていただきますと、日本経済の先行きについては新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済のみならず世界経済も大きく変動し、先行きが見通せない状況であるものの、課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、新たな日常を通じた質の高い経済社会を目指すこととしております。

令和2年12月8日に閣議決定されました総合経済対策において、国民の命と暮らしを守るため、予算、規制、税制さらには財政投融资を含むあらゆる政策手段を総動員した力強い経済対策を講じることで、来年度中にはコロナ禍前の経済水準に回帰させ、民需主導の成長軌道に戻していくとされているところでございます。

そのような中、令和3年度の地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収となる中で、地方交付税総額は令和2年度を上回る17兆4,000億円、前年比プラス0.9兆円が確保されたところでござい

ますが、さらなる地方の財源不足については、臨時財政対策債で補填される見通しでございます。

以上のような国の予算の状況を踏まえ、新年度の予算案は各事業の成果に重点を置いて、予算の質を高めることで財政運営の健全化を図りつつ、子育て支援や高齢者対策、市民の安心安全に係るインフラ整備、現庁舎等の耐震診断に関連する事業費を優先して、本市の令和3年度の予算を編成いたしました。

その結果、総予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて合計で173億6,032万円で、会計別に申し上げますと、一般会計109億200万円で、特別会計で主なものは国民健康保険特別会計23億8,177万円、介護保険特別会計22億5,559万円、老人保健施設特別会計6億4,336万円となっております。

そのほか、事業会計等は記載のとおりでございます。

続きまして、資料の8ページをお開きください。

令和3年度の主要施策について、私の3つの公約並びに第5次垂水市総合計画に沿って掲載しております。その中から、新たな事業を中心に紹介させていただきます。

1つ目、元気な垂水づくり安心への挑戦では、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標、安心して生き生きと暮らせるまちと、豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち形成への取組として、58主要事業がござい

ます。まず、感染症予防関連事業でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後、ワクチン接種の取組が必要なことから、2月8日付で新型コロナワクチン接種対策係を創設し、体制整備を行った上で、対策予算は去る2月10日の臨時議会で可決していただきました。

令和3年度にワクチン接種が円滑に開始でき

るよう、全力で準備に着手してまいります。

予防接種事業においては、将来を担う子供たちが健やかに、安全で、安心して暮らせるよう、令和3年度からの新規事業といたしまして、おたふく風邪予防接種の費用の一部を助成することといたしました。

対象者は、国が予防接種を推奨する1歳から2歳未満の幼児と、5歳以上7歳未満で小学校就学前の方を対象とし、接種費用が高額のため接種しやすい環境を整え、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

そのほか、子供のインフルエンザ任意予防接種費用助成の対象者を19歳以下にまで拡大いたします。

続きまして、たるみず元気プロジェクト事業でございます。

全国平均を上回る速度で高齢化率が40%を超え、高齢化が進行する本市において、鹿児島大学病院の心臓血管・高血圧内科学が専門の大石充教授と連携し、平成29年度にたるみず元気プロジェクトを立ち上げ、平成29年度から約20年間の長期にわたって、健康チェック事業を実施することとしております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、残念ながら中止せざるを得ませんでした。令和3年度は感染防止対策をしっかりと図った上で、事業再開に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

この新型コロナウイルスで、外出自粛などにより、全世界的に身体活動量が低下していると言われ、特に、日本では高齢者において約30%も身体活動量が低下しており、その中で、自身の体力の衰えを感じている人は約4割、脳の衰えを感じている人は約3割を占めています。

身体活動の低下は、死亡に及ぼす危険因子とも言われておりますことから、この健康チェック事業で得られた市民の健康状態等をしっかりと分析し、より効果的な介入をすることで、健

康増進、介護予防を推し進め、健康長寿の延伸を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、垂水市振興会美化活動補助金でございます。

振興会の自主的な活動として行われている、市道及び農道の清掃作業に従事された際、作業中の水分補給等に対する補助金として、垂水市振興会美化活動補助金を創設いたします。

そのほかの事業といたしましては、10ページからになりますが、昨年、鹿児島県から庁舎に対する耐震診断を行い、その結果を報告するよう命令書が出されましたことから、まずは、本庁舎並びに消防本部庁舎の耐震診断に早急に着手いたしたいと考えております。

また、消防団装備品の更新をはじめ、災害避難時のプライバシー保護や新型コロナウイルス感染症の対策として、ワンタッチパーテーションや床上マットなどの防災備品を備蓄するため、市民館敷地内に新たに防災倉庫を設置いたします。

11ページになりますが、インフラ整備につきましては、錦江町内市道垂水9号線の冠水軽減も兼ねた道路改修工事をはじめ、引き続き道路、橋梁の点検を行い、長寿命化に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目、元気な垂水づくり経済への挑戦では、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標、地域資源を生かしたにぎわいのあるまちへの取組といたしまして、25の主要事業がございます。

まず、垂水特産品販路拡大支援事業は、これまで実施して得られた実績の分析、検証を基に、首都圏の大手企業とのタイアップ企画として、社員食堂でのメニュー提供並びに特産品の販売等を実施するものでございます。

社員食堂へ食材を供給することにより、食材の良さ、新鮮さをPRし、新規取引機会の創出並びに安定した継続な取引につながるよう取り

組み、また新型コロナウイルス終息後、状況を踏まえ、お中元、お歳暮のギフトシーズンに、垂水市内両漁協を含めた垂水市内の事業所による、特産品の販売並びにオリジナルメニュー提供による実食体験を実施するなど、より効果的な特産品の販売促進、販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

未来農業の創設については、少子高齢化に伴う人口減少により担い手が年々減少して、将来的な荒廃農地化や農業の衰退などが問題となっており、このような諸問題を解決していくため、本年度、垂水市農業創生未来会議を設置し、市民の皆様の意見を反映した農業施策について、協議を行ってまいりました。

その意見を反映し、令和3年度は次世代を担う農業者の育成に向けた新たな取組として、就農に必要な知識や技術習得のため、受け入れる農業者や農業法人を対象に、研修費用を一部助成する就農前研修受入事業を創設いたします。

さらに、就農後も継続して支援する仕組みとして、指導農業士の巡回による技術指導等を行う、指導農業士現地派遣事業を創設いたします。

また、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下等、様々なリスクに対し、収入減少を補填する国の収入保険制度への加入促進のため、収入保険制度支援対策事業にも新たに取り組みます。

機構集積支援事業は、昨年12月に設立されました担い手への農地集積と農業生産性の向上を目的とした、宮前地区農地集積協議会による農地集積を支援する事業でございます。

宮前地区約17.5ヘクタールの水田を鹿児島県農地中間管理機構等と連携し、圃場整備の実現に向けた検討を引き続き行い、担い手の農業生産性の向上に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会負担金については、鹿児島市、始良市、垂水

市の3市の連携により、地球活動を伝える貴重な地形や地質を保存・活用し、教育、観光、地域振興に役立つ自然公園として活用するものがございます。

平成25年に鹿児島市が単独で、桜島・錦江湾ジオパークとして日本認定され、平成30年に垂水市及び始良市へのエリア拡大、平成31年にエリア拡大の日本認定に申請し、保留となっておりますが、令和3年2月5日に垂水市及び始良市のエリア拡大が認定となったところでございます。

今後も、鹿児島市、始良市、垂水市の3市が連携することにより、さらなる桜島・錦江湾ジオパークの普及活動に取り組んでまいります。

3つ目、元気な垂水づくり未来への挑戦では、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標、次世代の担い手を育成・支援するまちへの取組といたしまして、44の主要事業がございます。

その中の主な取組として、まず市税等の支払い環境の整備でございます。

これまで、本市における市税等は、市役所または金融機関窓口での納付書払い、もしくは口座振替払いに限られておりましたが、市民の皆様の利便性の向上を図るため、令和3年度からコンビニエンスストアでの納付に加えて、スマートフォンアプリ等を利用したキャッシュレス決済も利用できるよう、支払い環境を整備してまいります。

全国のコンビニエンスストアでの納付が可能となるほか、PayPay等のキャッシュレス決済も利用することで、自宅に居ながら納付できる環境が整うということになります。

インターネット学習環境整備につきましては、令和2年度から進めてまいりました学校内の高速大容量の通信ネットワークの整備が、3月末をもって完成いたしますことから、令和3年度は、GIGAスクール構想の基盤を活用した本

格的な授業が実施されることとなります。

令和2年度末に整備される、1人1台のタブレット端末等を教科指導等において、積極的に、効果的に活用することにより、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、垂水の子供たちの学力や生きる力の基盤となる情報活用能力の育成を図ってまいります。

あわせて、家庭用学習につきましては、インターネット環境のない家庭に対し、必要に応じて市で用意したモバイルWi-Fiルーターの貸出しを行い、タブレット端末等を活用した家庭学習の充実を図るほか、万が一、臨時休業となっても、オンライン学習等が実現できるなど、格差のない教育環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、個別最適化された学習を実現するAIドリルの導入と活用、学習面だけでなく生活面まで広げた活用、ウェブ会議システムによる遠隔授業等の積極的活用により、学校の壁を超えた交流の促進など、垂水らしい取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校給食調理・配送業務委託事業でございます。

学校給食センターにつきましては、これまでの質の高い給食を維持するための技能と同時に、それを担う人材の確保と育成、意欲を持って仕事に臨める、よりよい職場環境を整えるために、令和3年8月1日から調理業務と配送業務を民間委託したいと考えております。

それ以外の献立、栄養管理等の業務や給食センターの運営につきましては、これまでと変わらない直営方式を維持することによって、子供たちの心身の健やかな成長のために、これまでと同様、安全、安心でおいしい学校給食の提供と、さらなる食育の充実を努めてまいります。

続きまして、子育て支援関連事業でございます。

子育て支援につきましては、仕事と子育ての両立と、子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策とし、引き続き子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

その1つとして、令和3年度は新たに牛根児童クラブを開設し、牛根地区の子育て環境の整備に取り組んでまいります。

加えて、乳児用品等購入助成事業につきましては、これまで乳幼児用品等の購入助成金月額3,000円を6,000円に拡充し、子育て世代のさらなる経済的負担軽減を図るとともに、子育てアンケートにおいて要望のあった、病児・病後児保育事業の早期実現に向けて準備を進めてまいります。

また、令和2年10月に開設いたしました、母子保健型垂水市子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等が専門的な見地から助言、保健指導を行い、一人一人に寄り添った支援体制を整えてまいりたいと考えております。

これらの事業、制度を十分に活用していただけるよう広報に努めながら、保健、福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援ができるよう、体制整備を行ってまいりたいと考えております。

最後に、スポーツの振興として、昨年、開催予定でありました第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となり、令和5年に特別国民体育大会として、開催されることになりました。

令和3年度は全国小学生フェンシング選手権大会をはじめ、様々な大会の開催やイベント等での広報活動を実施し、国体開催に向けてさらなる機運の醸成に努めてまいります。

以上、令和3年度の主要施策となります。

結びに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症について十分に解明されず、その予防策

として、多くの事業やイベントが中止とならざるを得ませんでした。

現在は、ワクチン接種の準備が進められ、感染を防ぐための行動、注意すべき点も示されておりますことから、令和3年度は十分な感染防止対策を講じながら、できるだけ多くの事業、イベントを実施できるようしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ただいま、令和3年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。

これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を、3月3日及び4日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月24日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

なお、2月10日に申合せがございましたとおり、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて30分以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を10分以内に制限しますので御協力をお願いいたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（篠原静則） 日程第30、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内の市町村の長及び議員のうちから、市長区分6名、市議会議員区分6名、町村長区分4名、町村議会議員区分4名から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に

基づき、選挙の告示を行い候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告示は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（篠原静則） ただいまの出席議員は、12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定によって、立会人に北方貞明議員、池山節夫議員及び徳留邦治議員の3名を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（篠原静則） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

[投票用紙配付]

○議長（篠原静則） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（篠原静則） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
投票は、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

それでは、順次投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 新原 | 勇 | 議員 |
| 2番 | 森 | 武一 | 議員 |
| 3番 | 前田 | 隆 | 議員 |
| 4番 | 池田 | みすず | 議員 |
| 5番 | 梅木 | 勇 | 議員 |
| 6番 | 堀内 | 貴志 | 議員 |
| 8番 | 感王寺 | 耕造 | 議員 |
| 9番 | 持留 | 良一 | 議員 |
| 10番 | 北方 | 貞明 | 議員 |
| 11番 | 池山 | 節夫 | 議員 |
| 12番 | 徳留 | 邦治 | 議員 |
| 13番 | 篠原 | 静則 | 議員 |

○議長（篠原静則） 投票漏れはありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

立会人の北方貞明議員、池山節夫議員及び徳留邦治議員は、開票の立合いをお願いいたします。

[開票]

○議長（篠原静則） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

森山良和君 7票

大園たつや君 5票

以上のとおりであります。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明日20日から3月2日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月3日及び4日に開きます。

△散会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもって散会いたします。

午後1時48分散会

令和 3 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 3 年 3 月 3 日

本会議第2号（3月3日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和3年3月3日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第9号～議案第16号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第9号から日程第8、議案第16号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第9号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第14号） 案

議案第10号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第11号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第12号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第13号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第14号 令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第5号） 案

議案第15号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案

議案第16号 令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

○議長（篠原静則） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る2月19日の本会議において、産業

厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月25日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第9号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案中の水産商工観光課の所管費目について説明があり、道の駅関連事業費のうち、道の駅たるみずはまびらの施設整備については、当初の建設計画で十分検討がなされたはずであるが、次々追加整備の要望が上がってくる。このことについて今後の方向性はとの質問に対し、オープン後、使用していく中で判明したこともあり、利用者の安全性、利便性を確保する観点からも整備の必要が生じることもあり、御理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、福祉課の所管費目については、たるたるおでかけチケット交付助成費についての関連質問があり、自家用車を使うため、おでかけチケットをもらわなかったことを理由に挙げる人もいたことから、ガソリン券の発行等はできないかとの質問に、今年度からの新規事業であり、検証を行った上で今後アンケート調査を行うなどして、さらによりよいものにしていきたいとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目については、コスモス苑でのクラスター発生関連で、発生原因と検証に基づき今後どうしていくのかとの質問があり、原因については現在調査中であるが、無症状の人への対応が課題となっている。今後は国からも定期的なPCR検査の実施を求める通知もあり、医師でもある施設長とも調整を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、清掃センター解体工事の進捗状況等について質問があり、現在、上部の撤去が終わり、基礎のくいを抜く作業を行っている。次年度から本体部分の解体と跡地利用を含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農林課の所管費目については、特段質疑はなく、その他で県果樹試験場跡地利用について、若手農家が規模拡大を図るため、当該圃場利用について県へ陳情を行うので、市に対して側面からの支援要望がありました。

次に、土木課の所管費目については、道路橋梁費のうち、当初4橋の整備予定が2橋の整備に終わった理由について質問があり、国の指導で早期に補修を要する2橋のみ補助割当てがあり、2橋についてはできなかった。今後は損傷の大きい橋の補修を令和5年度までに終え、その後、傷みの少ない橋梁補修を行う計画であるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案及び議案第13号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第5号）案について説明があり、特段質疑はありませんでしたが、その他でPCR検査機器の追加購入の理由はどの質問があり、1台目は検査員の感染リスクが低く、かつ検査時間の短いものを購入したが、試薬が入手できない事態が生じた。この問題をクリアするのが今回購入予定の機器であるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第16号令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長、川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月19日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、2月26日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第9号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案について申し上げます。

総務課の所管費目では、パソコン用ディスプレイ購入に係る指名競争入札について、市内業者が落札できなかったことをどう考えるかとの質問に対し、物品入札の指名は、建設業と異なりランク分けがないため規模による違いはあると思われるが、そこは各業者の経営努力や営業努力によって落札していただきたいとの回答がありました。

次に、企画政策課の所管費目では、広報誌や廃止路線代替バス等について質疑があったほか、ふるさと納税の経費について、他自治体との違いや差についてどのような関係にあるのかとの質問に対し、国から示される一定のルールに基づき取り組む中で、自治体間で創意工夫が出てくる。本市も常に調査・研究を続け、より効果的な方法を試行錯誤しているとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目では、PCBを使用している蛍光灯の安定器撤去について、1回限りなのか、専門家による検査等が行われたのかとの質問に対し、1回限りであり、昭和52年度までに建設された公共施設は、市内の電機事業者により全て調査済みであるとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目では、振興会長事務委託料の減額理由はどの質問に対し、当初予算を6,500戸で計上していたが、平均6,174戸と少

なくなる見込みであるためであるとの回答がありました。

次に、消防本部での所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、教育総務課の所管費目では、コロナ禍により中止となった各種会合に対し、リモート等の対応や研修等のフォローはできたのかとの質問があり、主に書面決議で対応がなされ、研修等については送付されてきた会議資料を各委員、職員で確認していたとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目では、今後の青少年海外派遣事業について質疑があり、以前の訪問校からオンラインによる会議や交流の提案があったところであるが、今後は鹿児島から直行便があり、安心安全を担保できる国を検討しながら、当事業を継続していきたいとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目では、体育施設費の光熱水費の減額理由はどの質問に対し、新型コロナの影響により、文化会館や体育館の利用がなかったことから大幅に減額することとなったとの回答がありました。

次に、税務課の所管費目の地方債・歳入全款の審査では、法人市民税の積算の根拠はどの質問に対し、法人が経営的に安定し、決算時期によい結果が出ると調定は上がると思うが、予算としては現在の推移から積算しているとの回答がありました。

財政課の所管費目の地方債・歳入全款の審査では、地方交付税が1億7,000万円増えた要因はどの質問に対し、令和2年度の算定基礎の中に新たに地域社会再生事業費が算定されているためであるとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について申

し上げます。

審査の過程において、特定健診について質疑があり、新型コロナの影響で受診者の落ち込みを懸念していたが、医療機関の先生方による患者への声かけ等により前年比98%の受診率であったとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第11号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

審査の過程において、保険料の滞納状況はどの質問に対し、令和3年1月末現在の収納率は現年度分77.23%、過年度分96.66%であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号から議案第16号までの議案8件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第28号上程

○議長（篠原静則） 日程第9、議案第28号垂

水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○市民課長（篠原彰治） おはようございます。議案第28号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市においても新型コロナウイルス感染症の定義部分に関して、垂水市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

附則第3条第1項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改めるものでございます。

これは、新型コロナウイルスの定義を条例附則第3条第1項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症と規定していたところですが、今回の法律改正により新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則が削除されることから、新型コロナウイルス感染症の定義部分に関して改正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第29号上程

○議長（篠原静則） 日程第10、議案第29号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第15号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。議案第29号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第15号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、補正予算第13号で予算化したしました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきまして、国庫補助上限額の追加がございましたので、必要な経費の増額補正、また、学校保健特別対策事業につきましても、国の第3次補正予算に係るものとして追加がございましたので、必要な経費を増額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも2,925万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は147億7,491万7,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の追加でございますが、4款衛生費1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、65歳以上の高齢者へのワクチン接種開始が令和3年4月以降となることから、令和3年度に執行する費用につきまして繰越しを行うものでございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の学校保健特別対策事業は、国の第3次補正予算に係るもので、年度内の完了が見込めないことから本補正予算に計上し、繰越しを行うもので

ございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

8ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の報酬から備品購入費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保及び接種事業に要する経費の追加でございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費は、学校保健特別対策事業に係るもので、小・中学校の感染症対策備品やデジタル教科書等の購入に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページからの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 昨日来て見たのでしたけども、一つは、この予備費、歳出の衛生費に関する予備費なんですけども、この積算の根拠ともう一つは、また今後状況に応じて不足が生じた場合、追加的な対応と、そういう予算等も国は全面的にこの予防関係には財政的な支援を行うと言ってきたわけなんですけども、当然この2,165万については積算の根拠があるだろうし、また今後様々な形で不足額が生じると思うのですが、その2点と。

あと先ほど学校教育関係でデジタルの問題が出てきたと思うのですが、これはどういった形でこの、特に新型コロナ対策との関係で理由が明確になるのか、その点についてお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 予防費のことですが、

今回第3次補正予算で国のほうから新たに追加分の内示というか見込額が示された関係で、この額を上程しておりますが、国のほうで積算しておりますので、一応この形で運営ができるという積算のもとでしております。

今後については、国の動向に基づいていかないと分からない部分がございますので、もし新たに費用が発生する場合は国のほうから、何らかの形で金額が示されるかと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） デジタル教科書の件でございますが、国から示された学校教育活動継続支援事業の中に、その項目がうたわれております。そして、各学校に今後要望をという最終決定に当たっても学校に要望を出すので、学校からの要望を聞く形になります。現在取っている要望の中に、そのデジタル教科書が含まれておりましたので、このような形で出したところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 内示があったということでしたよね。それは当然この垂水の状況を踏まえた形で、その根拠があつて内示が示されて今回こういう措置が取られたといった、その部分が分かんないのですよ。何に基づいて根拠として示しているのか。というのは、先ほど言いましたとおり、今後不足する事態も当然生じてくるという中で、それが担保されるのかどうなのか、その枠内でやれということなのか、そのことが一点と。

今、教育関係でデジタルの問題が出ましたけども、当初予算にもたしかその部分が反映されていたのではないかなと思うのですが、そこその整合性がちょっと分からないのですけども、その点について質疑をします。

○学校教育課長（今井 誠） 今年度から新学

習指導要領に基づきまして、小学校の教科書が変わりました。それに基づいて当初の予算にも組み込んでいたところでございます。それで補えなかったところが、学校から要望として出てきたところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 積算根拠ですが、国のほうから金額提示しかございませんので、積算根拠については分からないところでございます。

今回示された見込額ということで、一応上限額ということで最大額という形になりますが、もし不足が生じた場合には報道等でもございませぬとおり全額国が負担するということでございますので、新たに追加補正があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第30号上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第30号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（草野浩一） 議案第30号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第3号）案につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、コスモス苑において発生した新型コロナウイルス感染症の集団感染により、陽性となった入所者が感染症指定医療機関へ搬送されたことにより、発生以後の入所稼動が大幅に減少していること、また、感染拡大防止のため、通所サービスも1月19日から休止としている状況にあり、本年度の

コスモス苑の稼動は、例年と比べ大幅に減少する見込みとなっております。

そのため、垂水市老人保健施設特別会計の大幅な減収が見込まれることから、その資金不足を解消するため、特別減収対策企業債の借入れを行おうとするもので、この借入れを行うに当たり起債限度額を予算で定めておく必要があることから補正を行うものでございます。

今回のコスモス苑の稼動状況及び見込みにつきましては、先ほど議決をいただきました垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を上程した本定例会開会日及び委員会において、コスモス苑の稼動状況がおおよそ判明する3月末に専決処分に対応させていただきたい旨の説明をしておりました。

しかし、その後、関係課と協議を進める中で、本年度、新たに創設された特別減収対策企業債の借入れ手続を行うことで、コスモス苑の減収見込みに対する本市の財政負担を少しでも軽減が図られるため、今回追加で補正予算案上程とさせていただいたところでございます。

それでは、1ページをお開きください。

第1条において、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算総額を6億8,914万4,000円とするものがございます。

4ページをお開きください。

地方債でございますが、第2表において、先ほど申し上げました特別減収対策企業債の起債限度額を定めております。

なお、この企業債は、新型コロナウイルス感染症による地方公共団体の資金繰りへの対応としまして、料金収入の減少により公営企業で生じる資金不足について、特例的に発行できる企業債でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款事業費1項1目老人保健施設事業費は、

コスモス苑の運営経費に係る増額見込み分を指定管理料として増額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。戻りまして、7ページをお開きください。

1款1項療養費収入1目施設療養費収入は、事業収益の減収見込みにより減額するものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い減額するものでございます。

5款諸収入2項雑入1目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより減額するものです。

8款1項市債1目老人保健施設事業債は、事業収益の減収に伴う資金不足の解消のため、特別減収対策企業債を発行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時1分休憩

午前10時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 私も頭の中を整理しないと、今回の中身がなかなか理解できない点があります。

一つは、この企業債を借りなければならない重要性というのですかね、必要性というのかな、これがちょっと一点は分からない。というのは、私の認識では新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所、施設等への支援があったはずですよ。いわゆるかかり増し経費、

御存じでしょうか。サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した全ての介護サービス事業所、そういうのに対して経費を補償しますという中身だったと思うのですが。

それとの関係で、ここでクラスターが発生して、そうするとこれに関わる内容があったのかなというふうに思うのですが、その点についても私なんか要望書も出したりして、なるべく市の負担にならないように、事業所の負担にならないように、そういう国の支援があったら活用すべきということも訴えてきたのですが、今回こういう形で新たに企業債を発行して対応するというのが出てきたのですが。

この点について、その部分のかかり増し経費が発生した場合、これを活用することができなかったのか。また、しているのかを含めて、この様々な対策を取ってきていると思うのですよ。市の財政的な安定的な運営のためにも何らかの様々な今回、国の経費がありますので、それを活用するということがあったらというふうに思います。

もう一つは、先ほども議論になりましたけども、何らかの手持ちの資金の運用の活用ということではできなかったのか。例えば減債基金の任用部分があったりとか、様々そういう意味で市の負担にならない。というのは、やっぱりそれぞれ利子の負担をしなければならぬ。その後の返済における全体を左右するような形で、当然歳出の関係でそれが出てくるわけですよ。そうして何らかの形で財政的にも、その辺りの運用をよくするために何らかのできる基金、活用はできないのか。

これがある意味、新型コロナ後の様々な資金運用の活用のポイントでもあると思うのですよ。そこをどう機敏、行動的に運用していくかということも、ある意味市の財政運営に求められているというふうに思うのですが。これはやっぱり国がこれを活用せよということ強いのか、

そのことも含めて質疑をいたします。

○保健課長（草野浩一） 企業債の重要性、必要性ということでございますが、先ほど答弁しましたとおり、定例会の初日、委員会でお話したとおり、普通でいけば専決処分の形をお願いするかというようなときに、一般会計のほうから繰出金として、この金額相当分を出していただくということで、当然一気にこの金額を出しますので、一般会計の部分で大きな負担になるということで、今回企業債を借りることで15年償還するというので、平準化、少ない金額でしていくことで、財政的負担を少なくするという考えの下、今回上程させていただきました。

かかり増し経費の部分ですが、この新型コロナウイルス感染対策に関する部分に介して、このかかり増し経費の部分は活用できるということでございますので、今回その介護報酬の費用の収入の部分の減収でございますので、ここはかかり増し経費の部分は対象外という形になりますので、借入れをするという形で考えるものでございます。

手持ち資金、今基金の活用ということでございますが、当然先ほど全協の中でもお話が出ましたとおり、基金の活用という形になってくると思いますが、今回借入れしたときに、当然財調のほうも少なくなったときに、新たに新年度災害が発生したときのことを考えるときに、どのぐらい災害規模が出るかも分からないことを考えますと、その基金を活用していいのかどうかということで、財政課と協議をしながら一番財政負担の少ない活用ということで、今回こういった形の借入れを考えたとところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 あとは委員会で議論になると思います。

ちょっと若干引っかかる点があつて（発言する者あり）あ、即決か。すいません、即決でしたね。

かかり増し経費、この中で感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のための追加的人件費、自動車の購入費、ICT機器の購入費用などというふうな形で具体的に、これに全く該当しないということですかね。

○保健課長（草野浩一） あくまでも利用料の収入でございますので、該当しないということになるかと思えます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○森 武一議員 すいません、1点お伺いしたいことがあるのですが、歳入について先ほどの全協のところでの説明であれば、減収額の最大額を見込んで計上しているというお話であったかと思えます。これに関してはもう、3月末を見ないことには実態が分かってこないということだったかと思うのですが。

ここの歳入に関して、この実際のところというところ、今現状分かっているものというのを踏まえて、審議をすることが必要なのではないかと思うのですが、ここの見込額ですね。要はこの予算書に関して事業費850万円増ではなくて、現状をしっかりと歳入のところに示した上で予算書を作成するというところでも可能だったのではないかと思うのですが、そこら辺のこの歳入の見方というのを、どのように考えればいいのかというのを教えていただければと思います。

○保健課長（草野浩一） 確かに森議員のおっしゃるとおり、ある程度見込みを立ててという形が一番理想の形なのかと思えますけど、実際ある程度どのぐらい利用者が返ってくるのか、新たな利用者がいるのかというのが、正直言っで見込めていない状況でございます。その感染症をされた方が回復される期間が人それぞれで違いますので、はっきり満床になるのか、それ

とも満床にならないのかというところもはっきり今の段階ではできないので。

となると、あくまでも一番最低の収入という仮定で歳入を見込みまして、今回最大限の限度額、上限額で借入れするというふう考えたところと。と言いますと、その借入れがどうしてもこの予算で計上する必要がありますので、そこでもし不足したときには、一般財源のほうから繰入れをするという形になります。一般財源の負担を軽減するための措置として計上したのに、新たにまた一般財源からもらうということになると、この予算を立てた意味がなくなりますので、そういった形で最低の収入を考えた上で最大限借り入れるようにという形で予算計上したところとございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、先ほど全協の部分で財政課長が出ていただいていたものから。両議員も今、質問のある方、同じなのですよ、私も。これは災害でありますから歳出についてはいいのです。歳入について特別減収対策企業債ね、これを使わなければいけなかったのかという問題点がやっぱり残ると思うのです。中期、長期の財政計画の下に基づいて、財調が今、令和2年度末で一応表向きは9億6,000万でしたか、最大で10億あった、これだけ減らしている、こういうときの金ですよ。財調だけではなくて、ほかの部分を活用してもできたと思うのですよ。

私は一つは、これ一般会計予算をつくるために、予算が据わらなかった経緯も一つはあると思うのですよ、ね。だからしょうがないけどこれ借りのかよという、限度額が1億700万だからね。これ未満かもしれないけど、一応金利がかかるわけですからね。80%戻ってくるにしても金利がかかるわけですよ。財政課長とし

てどういう思いで、こういう方策を取ったのか。保健課長とどうやってやり取りをしたのか、これ大事な問題ですから、市長が一般質問の部分でね。総括質疑の部分で、多くの議員があれしていますから、そこで説明しますと言ったことなのだけども、私それ納得できないから。財政課長。

○財政課長（濱 久志） 当然今回の補正予算を計上するに当たりまして、一般会計からの繰出金ということも検討いたしました。現在、特別交付税の金額、そういうものがまだ明らかになっていない段階でございますので、今の決算見込みが立たない状況で繰出金で補填ということをちょっと控えたというところとございます。

今回、新たな特別減収対策企業債を借りられるということがございましたので、単年度の負担を抑えるために企業債を借りて平準化して、その分は返済していこうという判断をしたところとございます。

以上でございます。（「いいんじゃないか」の声あり）

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

△令和3年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（篠原静則） 日程第12、ただいまから令和3年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、2月10日に申合せましたとおり、答弁時間を含めて30分以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を10分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質問を許可いたします。

最初に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔前田 隆議員登壇〕

○前田 隆議員 おはようございます。令和3年1回目の質問をいたします。今回はコロナ禍で議会の一般質問も時間短縮となりましたので、2問だけ質問いたします。

さて、1月19日に発生したコスモス苑での新型コロナウイルスの集団感染もようやく収まりました。感染された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、介護に従事された施設職員の皆さんや医療関係者の皆さん方の御尽力に対し、感謝と敬意を表します。同時に、市長はじめ市の職員の皆様の懸命な対応と御努力に対しても感謝

を申し上げます。今後もワクチン接種や感染予防対策は続きますので、引き続きよろしく願います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして質問に入ります。

さて、先日、令和3年度の一般会計予算が提出されましたが、その中の公債費が10億8,422万円となっております。令和元年度より約1億円、借金の公債費が増えております。この問題を中心に1番目に市債と市債残高、公債費の問題について質問をしていきます。

監査委員の指摘にもありましたが、市債発行残額が平成28年度の91億5,000万円を底に29年度より増加傾向にあります。令和2年度以降は新庁舎建設の白紙化もあり、市債発行予定額は8億7,000万円、通常債は6億円となっております。その計画で推移すれば、市債残高は現状より少しずつ減少していきます。しかし、借金返済の公債費は逆に令和3年度から10億8,000万円になります。ピークの令和11年度、11億4,000万円まで11億円前後で推移いたします。現状のレベルに戻るのは令和15年以降になります。そこで、この膨らんだ公債費を減らすために、市債残高を減らす方法について伺います。

本市には減債基金が2億8,000万円ありますが、これを運用できないか、まず伺います。これはどんな目的で運用するのも教えてください。また、市債残高を減額するために、繰上償還が難しい面があると聞きました。その理由、困難な訳も教えてください。

次に、市債計画8億7,000万円の減額見直しと市有施設整備基金の積立てについて質問していきます。

市債残高や公債費を減額する繰上償還が難しいということであれば、市債発行を抑制しない限り、向こう10年間以上11億円前後の公債費を払い続けることとなります。これは人口減少する中、市民にとって大きな負担であります。

また、現庁舎の耐震診断の結果、仮に耐震補強工事をするとなれば、その費用もまたもっと先には新庁舎建設の工事費用も必要になり、市債の発行が予想されます。現状でも負担が増えるのにさらに増えることに対し、我々は将来に責任があります。市債発行予定額8億7,000万円の見直しと将来に対する備えが必要と思いません。

そこで質問に入ります。公債費を現状の9億円台に抑えるという視点から検討すれば、計画の8億7,000万円をどの程度に抑制すれば可能か。また通常債6億円を4億円にすれば公債費はどうなるか、5年後をめどにしたシミュレーションの公債費を伺います。

また、それぐらい抑制することが市債残高の減少につながり、公債費の減額になると思いません。財政の健全化の観点から、その必要性があると思いますが、市長の見解を伺います。

あわせて、将来の負担軽減の観点から、新たな市庁舎建設に向けた市有施設整備基金の計画的積立ても必要と思いません。その点についても見解を伺います。

次に、人口減少・少子高齢化と移住・定住促進について質問いたします。

本市は、人口減少・少子高齢化が一段と加速しています。これは本市の将来を展望するとき大きな問題です。そんな中、1月18日に垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議が開催され、本市の人口動向の分析や総合戦略について協議等が行われております。

戦略本部会議は、本市において人口減少、少子高齢化等の諸課題を解決し、活力あるまちづくりを推進するために市民意見を反映した垂水市人口ビジョン及び垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することを目的に開催されております。

総合戦略の基本になる人口動向分析とその課題の解決について、どのような協議がなされた

のか、以下の点について担当課に現状認識と見解を伺います。

まず、1点目に、垂水市人口ビジョンの見直しが必要についてただしていきます。

現行の人口ビジョンは、2030年に出生率1.82を達成し、転入者と転出者の同数の移動率になり、2031年度から毎年25組の家族4人が移住・定住する想定で、2060年に人口予想1万2,000人の推計をしております。実現性に疑問があり、このパターンは即刻見直しが必要と思いません。現実的なビジョンの作成を求めますが、見解を伺います。

次に、2点目の合計特殊出生率の現状や出生数について伺います。

人口問題に大きく関わる直近の出生率と出生数をまず聞きます。それから……

○議長（篠原静則） 時間が来ましたので。（発言する者あり）10分。

○財政課長（濱 久志） 市債残高減額に減債基金が運用できないのか、またその目的はにつきまして、お答えいたします。

減債基金の設置目的は、地方債の償還及び地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営を資するために設置されております。

直近の運用につきましては、12月に新庁舎建設実施計画委託により借入れを行っておりました地方債の繰上償還に充てましたように、不測の事態により適償性を欠く状態となり、繰上償還を行う必要が生じた際の財源に充てるための運用を想定しております。

次に、市債残高減額に繰上償還が困難な理由につきましてお答えいたします。

地方債の繰上償還を行う場合は、国が被る損失に対応する補償金を支払うことが前提となります。

また、地方債は事業の効果が後年度の住民に及ぶ場合に発行が認められるものであり、発行

に際しても後年度に交付税措置される有利な地方債を優先的に借り入れておりますので、仮に繰上償還を行う場合、単年度の負担額が増えることとなりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

続きまして、計画の8億7,000万円をどの程度減額すれば現状の9億円を維持できるのか、通常債6億円を4億円にすれば、5年後の公債費はどうかにつきましてお答えいたします。

地方債の元利償還の合計額を早期に9億円台とする場合、令和2年度以降の通常債の発行を1億円以内とすれば、令和5年度には9億円台となります。

また、通常債を4億円とした場合、5年後の令和7年度における元利償還の合計額は約10億5,000万円となります。ただし、地方債の元利償還には、後年度100%交付税措置される実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債に係る償還額も含まれております。

また、本市におきましては、交付税措置のある有利な地方債を優先して借入れを行っておりますので、新庁舎建設設計委託に係る地方債の繰上償還5,650万円を除く令和2年度の地方債償還見込額9億5,142万円のうち約73%に当たる6億9,697万円は、交付税によって措置されておりますので、実質的な負担は2億5,445万円となります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 財政の健全化の観点から市債残高の減少、併せて市有施設整備基金の計画的な積立ての見解につきましてお答えいたします。

ただいま担当課長から答弁がありましたとおり、本市におきましては有利な地方債を優先して借り入れておりますので、令和2年度の地方債償還額の約73%は地方交付税により措置されております。

また、地方公共団体における公債費による財

政負担の程度を客観的に示す指標として実質公債費比率がございます。この指標が18%を超えますと、地方債の発行に際し許可が必要となります。本市における実質公債費比率は、令和元年度において7.2%となっております。現状において良好な数値となっております。

また、地方公共団体の地方債など、現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表した数字として将来負担比率がございます。隠れ借金とも表現されますけれども、この指標が350%を超えますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

垂水市においても、過去、平成19年、174%程度となった時期がございます。これは両漁協に対して損失補償を行っていたことが大きな要因であるというふうに思います。

その後、改善に努力して、こちらも令和元年度において28.6%となっております。令和元年度における公債費に関する数値は、いずれも良好な数値となっております。

しかしながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図るためには、財政の健全化は非常に重要であると認識しております。

一方で、議員各位や振興会等からも高齢化による御要望も年々増加傾向にあります。対象者にとって切実な御要望であると思っておりますので、そのことに応えていくということも大事な視点ではないかというふうに考えているところでございます。事業の必要性や費用対効果などを精査し、起債発行額の抑制、また財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市有施設整備基金への積立てでございますが、本市に限らず地方自治体は、国、県補助金などの依存財源の割合が高く、国や県の施策にも左右されることから、しっかりと連携をしていくことが求められております。その上で、年度末における決算の状況を見ながら、市有施設整備基金の積立てについては判断してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 人口減少・少子高齢化と移住定住促進についてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、垂水市の人口は昭和33年の市制施行以降、減少の一途をたどっており、令和3年2月1日時点の推計人口では1万3,708人にまで減少しております。

改めて認識しておかなければならないのは、一般的に少子高齢化と言われておりますところの人口構造のバランスが崩れ、特に15歳から65歳までの生産年齢人口の減少が課題になっていると思われまふ。

このほど総務省が公開している国勢調査等の情報や国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の情報を収集し、1月18日に、市長はじめ全管理職が委員である垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議において、この厳しい現状を説明し、認識を新たに全職員で取り組んでいくために現状を数値化した情報の共有を行ったところでございます。

その上で2月2日から3日間、全職員を対象に同様の説明を行いまして、まずは職員一人一人が垂水市の現状を数字として明確に把握し、再認識した上で何が課題で何をすべきかを、互いに知恵を出し合って課題解決に取り組むための共通認識を図ったところでございます。

人口ビジョンの見直しにつきましては、昨年10月1日に実施されました国勢調査の結果を基に、社人研による将来推計も発表されることと存じますので、これらの情報と本市の現状を分析した上で、新たな垂水市人口ビジョンを基に第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手したいと考えております。

続きまして、合計特殊出生率の現状と出生数についてお答えさせていただきます。

合計特殊出生率は、厚生労働省所管の人口動

態保健所・市町村別統計の中で示されており、年齢15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に産む子供の数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として用いられております。

本市における合計特殊出生率は、平成15年から19年に1.46を記録し、その後の5年間は1.56、直近の平成25年から29年のデータでは1.63と増加傾向にあります。

本市の目標であり、政府目標でもある1.8には現状届いておりませんが、徐々に増加傾向であり、令和3年度施政方針基礎資料の20ページから21ページに掲載しております子育て世代支援関連事業において、産み育てやすい環境の整備が進められると思われまふ。

しかしながら、2月24日の新聞に掲載されたように、厚生労働省が22日に発表した令和2年の出生率の速報値によると、前年より2万5,900人少ない82万2,683人で過去最少となっており、本市の出生数も減少傾向であり、令和元年、令和2年ともに68人と厳しい状況が続いております。

人口減少の流れは全国的にも大変大きな問題であり、それぞれの地域の特性に応じた取組を進めなければならないと思っております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、2回目の質問に入ります。

時間の関係で再質問は留保し、コメントと要望のみにいたします。

1問目の減債基金の運用と繰上償還の件に関しては、消極的な答弁であり残念でございます。

また、今後の市債発行額の減額に対してシミュレーションをしていただきました。現状の9億8,000万レベルに落とすには、5年後に1億円以内に公債費を抑えないといけないと。非常に相当減額しないといけないということが証明されました。

午前10時57分休憩

午前11時5分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。昨年から新型コロナウイルス感染に翻弄され、対応や対策に追われる状況が続き1年が過ぎましたが、本市でも感染予防の新しい生活様式の啓発、周知が繰り返され、感染症対策が図られましたが、12月に感染者が出て、1月にはコスモス苑でクラスター感染が発生し緊張しましたが、2月10日以降感染者の発生がありませんが、この間の関連部署の職員は不眠不休の勤務状態であったと聞いています。

また、市長自らの防災無線による感染の状況のお知らせや市のホームページを見ると、対策の経過や一部部署で職員のローテーション勤務と時差出勤を1月13日から当分の間、実施するとあります。感染予防対策や感染拡大防止に市長をはじめ職員の皆様の懸命に奮闘されている状況を強く感じ感謝しているところです。

また、中央病院、コスモス苑や関係医療施設等の医療従事者や関係者の皆様の大変な御苦勞に心からお見舞いを申し上げます。私たちもこれからも新しい生活様式を続けながら、予防に努めなければなりません。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、振興会美化活動補助について質問いたします。

令和3年度の垂水市施政方針基礎資料によると、

市政運営の基本理念として市長に就任して以

来、垂水市の展望と市民の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水市をつくるという強い信念の下、市政運営に取り組んでまいりました。引き続き市民の皆様が生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう事業を推進し、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりを市民の皆様を実感していただけるよう、また9つの彩り豊かに健やかな人を育む町、垂水を町の将来像とする第5次垂水市人口総合計画の実現のため、市政の発展に全力で推進する決意でございます。とうたわれておりますが、これは令和2年度の市政運営の基本理念と同じであります。

3期目の公約であります元気なまちづくりのため、安心、経済、未来の3つの挑戦の下、予算編成の考え方として国の予算の状況を踏まえ、各事業の成果に重点を置いて予算の質を高めることで、財政運営の健全化を図りつつ、子育て支援や高齢者対策、市民の安心安全に係るインフラ整備、現庁舎の耐震診断に関連する事業を優先して、本市の令和3年度の予算を編成いたしました。

とあり、各種多用な事業が掲載されていますが、安心への挑戦では、垂水市振興会美化活動補助が新規事業として記載されています。

この事業については、昨年市民の方から霧島市の支援事業を聞かされ、第2回定例会6月議会で振興会等が行う道路等の除草や清掃などの活動に補助支援はできないかと質問いたしました。

市長の答弁では、

これまでも感王寺議員とか川畑議員のほうから、どうなのだという御指摘もございました。やはりその少子高齢化、過疎化の中で、垂水市という守備範囲は変わらないのですね。だから、その分の負担が大きくなってくるといふような、もうそのとおりだというふうに思っていますので、どういう内容でどこまでできるというような今、申し上げられませんけれども、各担当課

長が検討しますということを踏まえて、できるだけ早い時期にどのような方向でやっていくという形でお示しできるように前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

と答弁されました。今回、令和3年度当初予算で、補助支援制度として予算化していただき、ありがとうございます。これは振興会による美化活動への支援が実現し大きな喜びであり、振興会には朗報であります。そこで、この制度の内容について伺います。

2問目は、桜島・錦江湾ジオパークについて質問します。

先月の2月5日、水産商工観光課から桜島・錦江湾ジオパークは、鹿児島市、垂水市及び始良市にエリア拡大するため、平成31年4月に日本ジオパーク委員会に申請をし、保留となっておりましたが、令和3年2月5日開催された同委員会において、エリア拡大が認定されたと議事事務局を通じて報告を受けたところです。

また、翌日の南日本新聞では、「桜島ジオ対象地域拡大、始良、垂水を含め3市に」との見出しで、一面トップ記事として掲載されました。さらに25面には、尾脇市長や2市市長、また認定箇所の関係者の喜びの声も掲載されていました。

水産商工観光課の報告では、令和元年10月に認定保留となっていますが、認定保留の原因は何だったのか、その後どのような取組をして認定となったのか経過を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○市民課長（篠原彰治） 振興会美化活動補助金の制度の内容はにつきましてお答えいたします。

今回の補助金制度につきましては、土木課、農林課などの関係課が一堂に会し、創設の有無や事業内容について検討を進めてきたところです。その結果、垂水市市民活動賠償傷害補償制度取扱要綱における地域清掃活動の申請と重な

るところがあり、事務の効率化という観点から市民課で予算要求することとなったところがございます。

補助金の交付対象は振興会とし、振興会内の市道、農道または市管理河川堤防の清掃作業に対し、参加者1人当たり150円の支給とし、年間の支給上限を1万円と考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 桜島・錦江湾ジオパークの認定までの取組につきましてお答えいたします。

桜島・錦江湾ジオパークにつきましては、鹿児島市が単独の取組としまして平成25年に日本ジオパークに認定され、平成28年に世界ジオパークの認定を目指しましたが、国内申請におきまして認められなかった経緯がございます。

その結果を受け、平成30年5月7日に桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会におきまして、始良カルデラ周辺の垂水市、始良市までエリアを拡大することが承認され、垂水市、始良市の両市が加入し、霧島ジオパークとの統合を見据えた世界ジオパークの認定を目指した活動に取り組んだところがございます。

エリア拡大の日本ジオパーク認定に向けて3市連携により、観光、教育、防災、資源保全など様々な取組を実施し、令和元年5月25日に日本ジオパークエリア拡大申請公開審査におきましてプレゼンテーションを行っております。

令和元年8月29日には、3名の審査員によるエリア拡大申請の現地審査が行われ、拡大エリアを含めた全域のマップやパンフレットの不足及び拡大エリアのガバナンスに必要な事務局運営体制の不十分さを理由に、令和元年10月3日に認定保留という結果となりました。

その後、3市が連携した事務局体制を構築するための定期的な会議並びにサイト看板ガイドマップ作成計画の策定による拡大エリアの可視化を進めるなど、約1年間認定保留の指摘事項

解決へ取り組み、令和2年11月9日に2名の審査員による現地ヒアリングが実施された結果、令和3年2月5日に開かれた日本ジオパーク委員会におきまして、エリア拡大が認定されたところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、振興会美化活動補助についての活用についてでございますが、この補助金は、目的として振興会内の市道の美化活動を行う際の健康保持、水分補給であると。

内容は、振興会内の市道、農道または市管理河川、堤防の除草または側溝清掃の補助金交付となっております。

対象は、振興会、助成額は参加人員かける150円、1振興会につき上限1万円となっておりますが、この制度の活用について申請などの手続手順や活動の確認はどのようにされるのか、お聞かせください。

また、対象は振興会となっているが、高齢化や人員減少等でこのような活動ができない振興会も出てくるのが考えられるが、例えば生活環境課が窓口になっている垂水市ごみ減量化対策事業補助金交付要綱にあるように、振興会以外の有志グループなど市民団体も対象に広げることができないか。

さらに目的として、健康保持でございますけれども、水分補給となっているが、県が行っている水辺サポート事業にも水分補給用経費があります。参加人数に150円を乗じた額となっております。

県は飲料品のほかにも対象経費として混合油、ごみ袋、軍手なども対象としているが、県と同様な対象品目の幅を広げることができないか、伺います。

○市民課長（篠原彰治） 活用についてにつきましてお答えいたします。

まず、申請方法につきましては、1週間前までの申請を考えております。

次に、実績報告につきましては、活動終了後に振興会が写真と参加人員を添付しての報告、または土木課、農林課が確認を行う際に、振興会に代わり写真を撮ることにより実績報告に代えることも想定しております。この場合も振興会から参加人員の報告をしていただき、その後、補助金を支給する流れと考えております。

次に、今回の支援策において、先ほど消耗品にということでも御質問がありましたが、現在のところ健康保持の水分補給等を事業の目的としております。

今回は市民課において予算計上したところでございますが、御質問のことに关しましては、市道、農道等の整備の主管課であります土木課、農林課などの共有課題とさせていただきますと考えております。

また、ボランティア団体などそういった事前に登録した団体ということでございますけれども、今回高齢化が進み、振興会で清掃作業ができないところに関しましては、市の環境整備班や除草作業委託等の活用を考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 振興会で対応できないところは、今後、農林課とか土木課等の今ある環境維持班で対応していくというようなことでございます。それも一つの案だろうと思っております。それと、ぜひ対象経費品目を増やして、活用の幅を広げ、さらに活用しやすい制度に検討をお願いいたします。

次に、周知についてであります。4月からは新たな年度として、各振興会では年間行事の取組活動がなされ、美化活動も早いところでは4月の後半あたりから始まる場所もあるが、どのように周知していくのか、お聞かせください。

○市民課長（篠原彰治） 周知についてにつきましてお答えいたします。

周知方法につきましては、4月の使送便で振興会長への文書配布、市報4月号及び市のホームページへの掲載を考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。いろいろな広報の仕方もありますけれども、市報で広報するとかインターネットで広報するとかそういう方法もありますが、今言われました振興会使送便、これでそれなりの啓発チラシ等を作って伝えていくというのが一番肝心な、確実な方法だろうと思います。

それで、美化活動を行う全ての振興会がこの制度を活用できるよう、全振興会に速やかに確実な周知をお願いして、この質問を終わります。

次に、桜島・錦江湾ジオパークについて、認定箇所と認定の効果についてをお聞きいたします。

水産商工観光課の報告では、認定された本エリアの本市のエリア面積が162キロ平方メートル、ジオサイトが猿ヶ城溪谷その他2か所、自然サイトが高峠つつじヶ丘公園その他1か所、文化サイトが牛根麓埋没鳥居展望公園その他5か所となっているが、その他の認定箇所を聞かせてください。

また、認定を受けた箇所と本市への効果はどのようなものが考えられるか、伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 認定箇所と認定の件数につきましてお答えいたします。

平成25年に鹿児島市が単独で桜島・錦江湾ジオパークといたしまして日本認定されておりますのは、桜島が中心となったエリアであり面積が324平方キロメートル、地球科学的価値を持つジオサイト12か所、文化的価値を持つ文化サイト10か所、その他ビュースポットや施設が13か所ございました。

今回エリア拡大として新たに認定されましたエリア面積は鹿児島市866平方キロメートル、始良市231平方キロメートル、垂水市162平方キロメートルであり、これまでのエリアと合わせますと全体では1,583平方キロメートル。サイト別ではジオサイト35か所、自然サイト6か所、文化サイト33か所、その他ビュースポットや施設が22か所でございます。

うち垂水市の認定箇所は全部で15か所であり、ジオサイトとして、太崎観音崎、高隈山系、猿ヶ城溪谷の3か所。自然サイトとして、高峠つつじヶ丘公園、高隈山系の植生の2か所。文化サイトとして、牛根麓埋没鳥居展望公園、昇平丸モニュメント、とんとこ網漁、キヌサヤえんどう、サヤインゲン、カンパチ・ブリの養殖の6か所。ビュースポットとして、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、荒崎パーキングの3か所。拠点・関連施設としまして、森の駅たるみずが指定されたところでございます。

認定の効果としましては、桜島や錦江湾、その他の見どころが追加されることにより、ジオのストーリーが広がったことで、回遊性の向上や滞在時間の増加による経済効果が見込まれると考えております。特に本市では、キャニオニングやマリンスポーツ等の体験プログラムを活かしたツーリズム、各ジオサイトの看板設置やジオ資源パトロールによる地域資源の保全活動が推進され、観光や教育、環境保全や防災と、多岐にわたる発展が期待されると考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま認定箇所を聞きましたが、猿ヶ城溪谷や高峠つつじヶ丘公園などは、垂水市には知らない人はいないというぐらいみんな知っていますが、太崎観音、牛根麓埋没鳥居展望公園、道の駅たるみずの昇平丸モニュメントなど、地元の人々は知っているが世間的にはまだあまり知られていない知名度の

関係予算案の目指すものは何かにつきましてお答えいたします。

まず農業振興計画につきましては、現在のところ作成しておりません。しかしながら、園芸産地活性化プランや鹿児島もつき地域果樹産地構造改革計画及び肉用牛生産近代化計画、さらには農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想など部門別に作成しており、これらの計画を第5次垂水市総合計画や第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映し、推進しているところでございます。

次に、今予算との整合性は図られているかにつきましてでございますが、第5次垂水市総合計画や第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する中において、代表的な事業ごとの実施状況や今後の方針などについて、庁内評価や外部審議会に諮り、その実施状況や効果などの評価を基に計画との整合性を図り、スクラップ・アンド・ビルドの考えを取り入れた上で予算編成を行っております。

以上でございます。

○財政課長（瀧 久志） 自然災害としてのコロナ禍と政策の在り方はどうだったのかにつきましてお答えいたします。

令和2年度における地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、感染症予防対策としてのマスクの全戸配布、小・中学校や病院、介護、福祉事業所等への感染症対策用品の配布、子育て世帯等への支援として子育て特別支援金、ひとり親特別支援金、給食費・副食費への支援、事業者支援として持続化給付金、肥育農家等への緊急支援給付金、飲食業支援金、経済対策として2度のプレミアム商品券、おもてなしキャンペーン、カンパチ・ブリ井など地方創生臨時交付金制度の目的である感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活への支援、事業継続や地域経済の活性化等に資する事業の実施ができたものと考えております。

続きまして、第3次補正予算と対策の視点と政策をどう考えているのか、地方創生と新型コロナ対策に資する単独事業の関連性及び整合性はどうなるのかにつきましてお答えいたします。

本市における第3次補正予算の交付限度額は1億6,818万円となっております、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対応分として3,081万9,000円、地域経済対応分として1億3,736万1,000円となっておりますが、感染症対応分と地域経済対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは制度的に可能となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の目的においては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援及び家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、さらには、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応など、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を通じた地方創生を図る事業についての活用が示されていることから、本市の現状を踏まえ、事業化を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、一問一答と、それと今回は予算審議、予算委員会がありますので、そこのつなぎ方も考えながら、今回は質問させていただきます。また、最後の一般質問については、補正予算等の関係も出てくるかと思っておりますので、またそこで、さらに詰めていきたいというふうに思います。

1番目の問題についてですけれども、施政方針を見させていただきましたけれども、どうも私は、この市長の、先ほどの答弁も含めて、今回の新型コロナウイルス感染対策における社会の見方、変化が少し十分のかなというふうな認識を持っています。

というのは、やっぱりそのことが、今後の市

政運営、どのような視点、どのような考え方もって自治体の運営に当たるかという基本的なことが問われていたと思うのですよ。

例えば、私は、去年の12月に気候変動問題を取り上げました。そして今、この問題というのは、世界的にも大きな問題になっています。菅首相も2030年、あと10年しかありませんけども、CO₂の問題についても削減をしていくという方向も示しました。

そこでお聞きしたいのですけれども、市長は、今この地球上の生態系の破壊と気候変動の激化が進んでいく中で、日本社会全体が感染拡大以前に戻るだけでいいのか、この点についてどのような認識でしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には変化だというふうに思っています。10年前、就任した直後に3.11東日本大震災が発生いたしまして、エネルギー政策の在り方も含めて、本市においてもメガソーラー10メガ程度のスタートをさせていただきました。私もこのSDGsのバッジ、3年前から、多分、九州で初めてつけていたと思いますけれども、そういう認識の下に進めていくということでもあります。

しかしながら、現実社会と連携する中でどうしていくかということでもありますので、その辺のバランスや状況を見極めて、どうやって進むべきか、現状においては、まずはこの新型コロナウイルスをしっかりと抑え込む、完全に終息はないと思いますけれども、ワクチンの接種によって、いろんなシミュレーションがありますが、そのことが一番大きくプラスの影響を及ぼすだろうと。その後のアフターコロナというのは、これまでと同様かと言われると、そうではない。それはしっかりと皆さんと協議をしながら、いろんな状況も判断して、総合的に御提案をしていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 要望ですけれども、そうである

ならば、特にこの垂水、小さな垂水であっても世界に様々な発信をしていく、そういう役割があるのだ、そのことがだんだん大きくなって、点から面になって、そして世界を動かす、そういうことができるのだろうと。それはもう世界の子供たちも含めて今取り組んでいます、青年もですね。そういう意味では、やっぱり自治体の果たす役割はそこにあるのだろうと。そういう、ぜひ今回の新型コロナ感染対策で見えてきたものは何なのか、自治体が果たす役割は何なのかということ、ぜひしっかりと受け止めて、今市長が言われたそういう観点も含めながら、そういう観点到立って、こういう自治体であろうと、しっかりと声を上げていく、宣言もしていく、行動もしていく、そういう立場に立って市政運営に取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つの観点は、私も新聞記事を、自治体の役割の問題なのですけれども、様々な点が浮かび上がってきたと思います。その点で、市長も支援策をとられていると思います。特に、独り親の生活実態、非正規の実態、これは先般、新聞で出された問題なのですけれども、検証コロナ時代、こういう形で雇用の格差、様々なものが出てきました。そしてまた、私はもっと大きな問題として言えるのは、役所の体制の問題もあると思うのですよ。この間、台風災害等で土木技術者の問題が出てきたと思います。そして今、垂水市の非正規雇用率は、もう3割から4割という状況の中です。

そもそも自治体というのは、正規が担っていくというのは、これは法律上の立場です。ところが今ここに会計年度職員とか様々な形で職員が不足したり十分対応できないという現実の問題があります。今回もそういうことは、私はあったらと思うと。

例えば、保健師が今の状態で十分なのかどうかも含めて、市民の命と暮らしを守る、そ

うという観点に立った政策が遂行できるのかというのも一つはあったと思います。もう一つは、今この施設の問題でもフリーランスさん、いわゆる個人事業者もいらっしゃいました。そういう方々が、今度のこのクラスターで仕事を奪われ、生活ができなくなったという実態もあります。そこを感じていらっしゃるのかどうか分かりませんが、そういう実態も生まれてきているのですよ。そこに自治体が果たせなくてどうなっていくのだと、誰がどうして対策を取っていくのか、この2番目に指摘されたのがここだろうと思うのです。自治体の役割とは何なのかということだと思いますけれども、その認識について、市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 私の基本的な理念は、垂水市の発展と市民の皆さんの幸福と、そういう観点に立てば、今おっしゃるように、全てが行き届いて、いい状況になるようにとは、もちろんそういう気持ちで取り組んでおりますけれども、現実には権限と財源の問題がありますので、その中で、できるだけ手出し少なく、国や県から財源を取り入れながら、またそこでカバーできないものは、しっかりと手当てをしていくというのは当然のこととありますので、今回も議員の先生方からそれぞれに現状においての御要望を承って、その声を聞きながら政策に反映していくと。もちろん今回のことで十分ではないし、今後も変化していきますから、そのことを見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 それに関連して、私は、問題として3番目、2番目及び4番目を出してきたわけですよね。財政問題、限りがあります、国のほうも。しかし、今後10年を見越したときには大変厳しい状況が続くと思います。社会保障が増える、人口は減少していく。そうすると歳入をどう確保していくのか、様々な問題点も出てくると思います。その中でのあるべき財政運

営というのが求められてくるだろうと思います。その点については、先ほど財政課長が言いましたけど、中長期、短期も含めて検討していくのだということでした。また、これは改めて詰めていきたいというふうに思いますけれども。

そういう中で求められている当面の対策として、4番目ですね、感染症対策の問題なのですが、どういう視点を置いて、自治体として補正予算に関して対策を取っていくのかというのがあると思うのです。私、やっぱり被害実態を総合的に把握する問題、健康被害、社会的・経済的被害、社会的弱者対策、それと被害者へのケア、補償、生活経営の維持再建、それと感染防止対策、このPCR検査の問題が今日も出ていますけれども、当面の間、3月31日までしか出ていないのですよね、本市はね。これは経過を見ながらということだったのですけれども、はたしてそれで感染予防対策になるのかという問題なのです。

国のほうの専門家会議も、もっともっと検査はやるべきだという指摘もされています。このノーベル賞をとられた方ですけれども、もっともっと検査を、無症状を早く見つければ、感染拡大の防止を止められる、こういう指摘もされています。うちは、とにかくこの3月31日で終わるのだということが言われていますけども、そういう中で改めて、3次補正予算との関係で何を重点に対策を取っていくのか、私はこういう感染防止対策含めて重要な柱があると思いますが、最後にそれを聞いて私の質問を終わります。

○財政課長（濱 久志） PCR検査の関連でございますが、現在の予算では、3月31日までということで市民の皆様には通知をしておりますが、補正予算で対応するというところで準備を進めておりますので、補正予算で4月1日に適用するという形でPCR検査の補助は実施するという考えでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、午後1時20分から再開いたします。

午後0時10分休憩

午後1時20分再開

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔森 武一議員登壇〕

○森 武一議員 それでは、総括質疑、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まずもって、昨年12月末に本市で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから1月のクラスターへと御対応いただきました中央病院関係者、コスモス苑関係者、消防職員、そして保健課を中心とした市職員の皆様に心から感謝申し上げます。皆様一人お一人の頑張りが本市におけるとりあえずの新型コロナウイルス感染症の収束へとつながりました。ワクチン接種が済むまでの間に、まだまだ時間がかかりそうであり、それまでの間、気が休まる日はないかもしれませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症対応をよろしく願いいたします。

12月末に本市で初の感染者が出てからクラスター発生、そして発生後の対応について、感染予防体制、早期発見体制、感染拡大防止体制、発生後の対応、また庁内の業務継続の観点からの対応などのしっかりとした検証が必要だと私は考えます。しかし、本議会では、この問題を議論する時間がないことから、改めて別の機会に議論を行いたいと思います。

また、2月16日の市役所の爆破予告についてですが、当日、職員は2階以上へ避難されたと聞いています。この避難に関してですが、爆破によって火災が発生した場合、2階以上で多くの被害が出るおそれがあります。一昨年、京都

アニメーションの放火事件では、全犠牲者36名中31名の方が2階以上で犠牲になられています。このことを考えたときに、今回の避難の在り方、爆破予告に対する対応の在り方に問題がなかったのか、現実起こった場合を考えて検証いただくようお願いし、質問に入らせていただきます。

まず、予算編成についてです。コロナ禍等を受けての来年度以降の財政に対する考えと本予算編成の関わりについて、中長期的な本市の財政をどのように捉えているのか、その中長期的視点に立って、来年度の予算を編成するに当たってどう対応したのか伺います。

また、この財政の中長期的な視点に関しては、次、2問をお答えいただくに当たっても踏まえてお答えください。

次に、財政の長期推計の必要性の認識についてです。昨年12月議会で、財政の長期推計は難しいとの御答弁があり、担当課としては、3年程度しか見通せないということでした。人口減少社会ということ考えると、今後、様々な行政計画を行うに当たって、長期の財政推計は必要かと思いますが、その必要性について財政課長の認識を伺います。

財政調整基金についてです。来年度当初予算では、財政調整基金は約9億円となると示されています。これまでの財政当局の説明では、財政調整基金は15億円を目安に積み立てるとの説明を伺っておりました。この目標額に変わりはないのか、また、変わりがないとすると、どのような計画で15億円の積立てを目指していくのか、お考えを伺います。

次に、公民館長代理の位置づけということで、昨年の6月議会で梅木議員がこの件について質疑をされていました。館長代理制度が始まって1年たとうとしておりますが、館長と館長代理の位置づけが曖昧だという声を多く聞きます。

そこで、社会教育課長、公民館長代理の位置

づけについて、改めて整理をお願いいたします。

次に、道の駅はまびらに関する情報公開についてです。平成29年1月20日の全員協議会において、南の拠点整備事業の情報公開について、PFIのモニタリングに関するガイドラインに、公表することが必要と定められているので、このガイドラインに基づき、事務進行管理を行うと説明されています。そして、このガイドラインによると、財務状況を含め、定期的なモニタリングの実施が求められています。結果についても、ガイドラインには、住民等に対し、積極的に公表することが必要であると記載されています。

そこで、全員協議会でも、ガイドラインに従って公表を行うと説明していることから、垂水未来創造商社を含む鹿児島総合企業体グループに対して、これまで行ってきた監査報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書、財務諸表附属明細書、財務申告表、資金繰り表を含めたモニタリングの結果を、市民への速やかな公表が必要だと考えますが、お考えをお伺いします。

最後に、新型コロナウイルス感染症に対して、私なりの提案を行いたいと思います。コロナ禍が長期化する中で、経済的に苦境に立たされる事業者が増えてきているとお聞きしています。また、市長は、本市独自の給付金を考えているともお聞きしています。本市の大変厳しい財政状況の下で、影響を受けた全ての業種を支えることは現実的には難しいです。しかし、影響は大なり小なり、飲食、観光業以外の多くの業界に広がっているのも事実であります。

そこで、限られた予算の中で最大限の効果を狙うには、やはり市場を通しての対策が必要だと思います。現状、市民の消費者心理としては、外食を呼びかけたとしても外食をするような状況ではありません。そこで、GoToイートや農水省の「元気いただきますキャンペーン」な

どと同じ考えではありますが、新型コロナ後の本市の稼ぐ力を見据えて、2つの提案をさせていただきます。

1つ目は、テークアウトをするお弁当の販売額の100円を補助し、消費拡大を狙う、次に、そのテークアウト弁当に本市の農水産物を利用した場合に仕入れ額に応じて支援をするというのはいかがでしょうか。この案は、このコロナ禍の影響が起きている生活が苦しい市民の負担を軽減すること、そして、事業者に対しては、販売促進と利益率の底上げが見込めます。宮崎県には、コロナ禍の中でも、新たにレトルトカレー作りに挑戦をし、人気となっている事業者がいるとお聞きします。資本主義社会においては、事業者の競争力は市場の中で鍛えられ向上します。仮に、私の案を行った場合には、できた弁当は垂水市の特産品を使用した御当地弁当となります。そして、コロナ禍が収まって経済活動が十分に行えるようになったら、垂水市の御当地弁当としてしっかりと売ってはいかがでしょうか。市長の考えをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○財政課長（瀨 久志） コロナ禍等を受けての財政に対する考えと、本予算編成の関わりにつきましてお答えいたします。

令和3年度当初予算編成時期に示されていた総務省の令和3年度地方財政収支の仮試算の段階では、地方交付税の総額が、2020年度予算比2.4%減となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済環境の悪化で国税や地方税収も大幅な落ち込みが見込まれ、地方財政の急激な悪化は避けられない見通しとなっております。

このような状況の中、令和3年度当初予算編成においては、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ることを基本として、第2次財政改革プログラムを踏襲し、市民サービス向上のために真に必要な新たな施策を展開すること

といたしました。

また、既存事業につきましては職員一人一人が危機意識を持って、改めて事業の必要性や費用対効果などを精査し、事業の見直しや再構築を図り、財源確保に努めることといたしました。

さらに、重点施策については、限られた財源の重点的な配分を行い、効率的な財政運営を進めるため、安心・経済・未来の3つの挑戦を重点施策とし、令和3年度に実施が不可欠な事業を優先的に予算化し、第5次総合計画の将来都市像の実現に向けて予算編成を行いました。

次に、財政の長期推計の必要性の認識についてお答えいたします。

財政の長期推計につきましては、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図る上からも必要であると認識しておりますが、12月議会で長期推計をお示しした際に申し上げましたとおり、長期推計は大きな傾向が分かるレベルでの推計方法となることから、自然災害や新型コロナ感染など社会情勢の変化や設定条件次第で結果が大きく変動し、推計としての精度が落ちることになります。

また、内閣府の令和3年2月の月例経済報告では、景気が新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとされており、先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れのリスクの高まりに十分注意する必要があるとされております。

このようなことから、現時点において新たな長期推計を作成することは、条件設定が極めて困難でありますことから、新型コロナウイルス感染症による今後の各種影響を注視していきたいと考えております。

次に、財政調整基金15億円積立目標に変わりはないかにつきましてお答えいたします。

財政調整基金につきましては、大規模災害などに備えるため15億円を目安として積み立てていきたいと考えております。

また、本市の財政構造は、市税等の自主財源が乏しく、地方交付税や国県支出金等の依存財源の割合が高く、国の方針、施策によって大きく左右されることから、見通しが立てにくい部分もございますが、中長期的な視点に立って将来の負担増に備えるため、国の状況を注視して財源確保を行い、目標額の積立ができるよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（紺屋昭男） 公民館長代理の位置づけについての改めての整理についてお答えいたします。

令和2年度より会計年度任用職員制度が施行され、地区公民館においても館長及び主事の方々も会計年度任用職員に移行しなければならなかったところでございましたが、館長職につきましては、昨年6月議会の梅木議員の御質問の答弁でも申し上げましたように、社会教育課長が9地区公民館長を兼務し、従来の各地区公民館長におかれましては、館長代理という職名において、これまでどおり地域のまとめ役としての役割を引き続き担っていただき、地域の実情に応じた公民館運営を円滑に行っていくために御尽力いただいているところでございます。

館長代理の位置づけにつきましては、会計年度任用職員へ移行するまでの間の暫定的なもので、各地区公民館で行う各種事業の運営に対するの指導や助言、社会教育課に対しての意見や提言等が行える顧問的な役割をしていただく位置づけとしていただいております。そのようなことから、公民館長の職につきましては、会計年度任用職員へ移行するまでの間、社会教育課長が責任を持って行っているところでござ

います。

本年度、公民館の様々な事業実施等に当たり、地区の住民の皆様が、従来の館長が館長代理という職名で館長が社会教育課長であることでの違和感や、昨年、各地区公民館に行ったアンケート調査等によりますと、一部公民館においては、早い時期に会計年度任用職員へ移行したほうがよいのではないかと、また、全館一斉に移行すべきではないかなどの御意見も頂いているところでございます。

館長の会計年度任用職員への移行につきましては、地区公民館連絡協議会でも実施に向けての協議や各地区公民館との意見調整を行いながら、令和4年度に全館一斉に移行したいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 財務諸表等、道の駅たるみずはまびらに関する事業、財務情報の市民への公表につきましてお答えいたします。

南の拠点整備事業の契約に基づき、道の駅たるみずはまびら本体施設の維持管理業務であります建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務が適切に実施されているか確認するため、SPC株式会社鹿児島総合企業体グループに対しまして、モニタリングを行っているところでございます。

なお、モニタリングにおきましては、収益サービス部分が含まれていないことから、財務状況につきましては確認しておらず、収益サービスを実施している株式会社垂水未来創造商社より、収益サービスの覚書に基づき、年度終了時に事業実績、貸借対照表、損益計算書を収益サービス報告書として提出され、確認している状況でございます。

次に、公表についてでございますが、公文書として保有しております収益サービス報告書につきましては、開示請求があった場合は、垂水

市情報公開条例に基づき、全部開示、部分開示、または不開示の判断を行うこととなります。

なお、当該公文書につきましては、株式会社垂水未来創造商社に関する情報が記録されておりますことから、開示決定をするに当たり、株式会社垂水未来創造商社に対して開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることとなっております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 新型コロナウイルス感染症対策の経済対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、市内事業者の皆様様の売上げが減少するなど経営が厳しい状況の中、これまで経済対策といたしましては、市内商工業者、水産業者に対しまして、持続化給付金や2回にわたるプレミアム商品券の発行など様々な取組を実施してまいりました。本市において、クラスターが発生して以降の影響など、コロナ禍が長期化する中で、その状況を踏まえたいろいろな経済対策も必要であるというふうに考えております。

御提案の2つ、お弁当への100円の補助、あるいは垂水食材の使用への補助という御提案がありました。その考え方について、今後検討してまいりたいと考えます。必要において、現金等の直接支給という方法もありますし、また、先ほど申し上げた2度のプレミアム商品券のような、三方よしということを念頭に置いた施策を講じる必要もあろうかというふうに思いますので、いずれにいたしましても、これまでもあらゆる対策をし、検討してまいりましたけれども、さらにこれから主管課であります水産商工観光課と商工会などの関係機関と本市の事業者の現状をよく踏まえた上で、対策について議員の皆様からも御提案をいただいておりますので、何が必要であるかということ、さらに協議を重ねて、今後の支援策に努めてまいりたいと考

えているところでございます。

○森 武一議員 それでは、時間が限られているので、全てに関して、ちょっと質疑を行いたいところではあるのですが、絞って質疑をさせていただきます。

まず、財政に関してですが、財政の長期推計について、今後、注視をしていきたいというお話だったかと思えます。先ほど前田議員のところ、有利な国からのお金を使って予算、事業を行っていくという、実質的な負担は垂水市のほうは少ないというお話だったかと思えます。今回、課長が先ほど、当初の地方交付税が2.4%減になるというお話を、大変厳しい状況なのだというお話だったかと思えます。国のコロナ禍がこれから継続して行って、国の財政状況が、昨年100兆円規模で新規の国債を発行して、長期的にも財政は厳しくなってくるのではないかと想定されているところではあります。

これに関しては、地方財政計画自体も枠自体がどんどん少なくなっていく可能性も高くなってくるので、そうやってきたときに、課長はもうお分かりの上であえて答弁はされなかったのかなと思うのですが、財政需要額であったりかというところに国の有利な制度を使って事業を行うといったときに算入される、そして、国から交付税措置をされるから垂水市の負担は少ないのだということだったと思うのですが、そこに関して、国の地方財政計画自体が地方財政、交付税額自体が少なくなってくると、そこで臨財債で対応して、自治体の財政を賄うというお話だと思うのです。

この臨財債に関しては、折半ルールとかがあるので、基本的にはその臨財債で発行した額の半分程度は、やはり市のほうで見なければいけないとなってくると、市当局として、丸々丸抱えではないかもしれないですけど、徐々に徐々に厳しくなってくると思います。

そして、長期推計に関してなのですが、

計に関してなのですが、例えば第5次総計のところにおいて、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しの下、コスト削減に努めるなど健全な財政運営を進めますというふうに書かれているのです。

「中長期的な財政見通しの下に」と言っているときに長期的な見通しは立てられないとおっしゃっていると思うのですが、この総計のこの方針、中長期的な見通しの下に財政運営を進めるというところをどうやって確保するのかということをお伺いしたいと思うのですが、御答弁よろしくお願いたします。

○財政課長（濱 久志） 先ほど答弁したように、長期推計になりますと、1%のずれが毎年積み重なっていくと。ですので、実際の決算額というのは、波を打って決算は出ていきます。長期推計になると一定のレベルで下げるなり上げるなりという数字を使わざるを得ないということで、推計としての精度は落ちることになります。

もし、あえて長期推計を立てるのであれば、ある時期で数字を固定して横に引っ張っていくという推計になりますので、それこそ精度が落ちることになります。

以上です。

○森 武一議員 今、横に推計を引っ張っていくところなので精度が落ちるという話だったと思うのですが、人口ビジョンに関して、上位、中位、下位であったりとか4パターンを示して人口推計を出されていると思います。財政推計に関して、様々な要因というところで、すよね。本市の、国全体の財政状況、景気がどうなっていくかということ踏まえた上で、国のほうでも目標としての経済成長率というものは出されていますし、そういうところを踏まえて出すことは可能だと思います。

そして、その推計自体に関して、確かに精度として落ちるというのは分かります。ただ、

構なのですが、そこについて御答弁をお願いします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 先ほども申し上げましたとおり、協力企業体として反映されているという理解でございます。

○森 武一議員 すみません、御答弁になっていないと思います。私が聞いているのは、この契約書に従う必要があるのかどうなのか。要は、今の御答弁であれば、覚書一枚であそこの未来創造商社は、はまびらの事業運営を行っているということになると思うのですが、そういう認識でよろしいということでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 契約書に基づいた中では協力企業体と、覚書の中での収益サービスに関する確認はされているという考え方でございます。

○森 武一議員 これで終わらせていただきます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時から再開いたします。

午後1時51分休憩

午後2時0分再開

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 去年の1月15日に国内初の新型コロナウイルス感染者が出て以来、我が市では、第1波、第2波と耐えてきましたが、第3波で近隣市町村でも増える中、ついに12月26日に新型コロナウイルス感染者が発生し、1月19日からコスモス苑にて大規模クラスターに発展し、対応に追われた市職員関係者は、正月休みも返上し、黙々と勤務されたことは、感謝の意を言い表しても足りないくらいです。また、感染された患者さん

にはお見舞いを申し上げます。

そして、次は新型コロナワクチンの接種に向けて準備です。国の情報が錯綜する中で、市民が安心して摂取できる体制をいろいろ模索されていると思いますが、万全な体制でお願いいたします。

商工業においては、11月より第3波の波が来始め、急激に大きな波が来る前に、12月28日、GoToトラベルが急遽一時延期、1月7日より大都市の緊急事態宣言、県も1月28日より5市で飲食店の時間要請があり、テレビをつければ新型コロナ感染の話題ばかりで、ますます人が外出しなくなり、垂水市の飲食店ほか関連業種も忘年会や新年会等はほとんどなく、家族の方も外食は極端に控えられ、大打撃を受けています。

商工会として、市に対し、支援策を講じていただきたいと要望書が出されました。補正予算にて、飲食業支援金を組んでいただきありがとうございます。ほか商工業者に対しても継続的な支援をお願いいたします。

今年度をもって、私と同級の5人が退職されます。高田・鹿屋課長をはじめ、梅本氏、大坪氏、濱田氏と、昭和のアナログの古き時代より平成、令和とデジタルな時代を駆け抜けられ、垂水市の屋台骨として定年まで従事されたことは心より感謝いたします。これからも、さらなる御健勝と御活躍をお祈りいたします。

議長の許可を頂きましたので、さきの通告書どおり質問いたします。

市報3月号でも特集が組まれているのですが、いよいよGIGAスクールが始まり、4月より子供たちにタブレットが支給されます。先生たちの授業のコンテンツも様変わりしていきます。導入に向けての初期設定、低学年のパスワードの管理、またはタブレット取扱いなどどのようにになっているのか、また、持ち帰りは何年生からなのか、取扱いについてお聞かせください。

なると、将来的には白内障が5.5倍、緑内障が3.3倍、網膜剥離が21.5倍と、目の病気のリスクが高まります。文科省も、来年度からは全国で大規模調査をするよう指示も出ています。垂水市として、急増する近視の進行予防対策として、どのようなことを考えているのか教えてください。

○学校教育課長（今井 誠） 子供たちの隠れ近視の予防対策につきましてお答えいたします。

学校や家庭において、ICT機器の使用環境が急速に整備されていく中、最近話題になりつつある子供の目の健康状態につきましても、十分留意する必要があると考えております。

そこで、学校教育課では、既に1月中旬にGIGAスクール構想の周知リーフレットを作成し、教職員並びに保護者に配布しております。その中で、視力低下防止をはじめとした、健康面も含めたタブレット端末の使い方等、児童生徒の学校や家庭における端末使用状況の指導及び見守りについてお願いをしているところでございます。

また、リーフレットには、タブレット端末を活用した一日の流れを掲載しており、授業での利活用を中心にしながら、その中で給食時間や昼休みは端末を電源保管庫に入れて充電を行うことを明記しております。給食時間や昼休みは、児童生徒がタブレット端末を使うことなく目を休めることができるようにするという狙いもございます。

なお、今回、垂水市が整備するタブレット端末は、Windowsの端末であり、この端末には目に有害とされるブルーライトを和らげる設定もなされております。

さらに、先般、市のPTA連絡協議会でも、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等の利用に関する家庭でのルールづくりを行っております。学校教育課といたしましても、学校や家庭と連携を図りながら、望ましいタブレット端

末の利活用をお願いするとともに、近視の予防対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。子供たちはテレビ、スマホ、それに今度はタブレット、30センチ以内で目を酷使する機会があると思います。世界でもスマホ、ゲームなどで30センチ以内を見る時間を20分超えたら20フィート——6メートル以上を20秒間見るという20—20—20ルールもあります。そして、太陽の光を浴びるのも効果があるそうです。晴れた日は休み時間に我々も外に出ていたのですが、それは1万カンデラの光を浴びることが目にはよいそうです。

それから、今後、光ケーブルが全市に張り巡らされる予定です。オンラインで市外学校同士の授業やイベント参加、感染症などで自宅待機をしている子供への授業参加、オンラインで様々なことができる可能性があります。ぜひ子供の可能性を伸ばす学びになってほしいと思います。

そして、できれば、現在、垂水高校生だけに東進スクール講座を希望者には行っていますが、それを半額負担でもいなので中学生まで広げる、そうすれば、他市町村にはない子育て支援策になるのではないかと思います。

そうなる希望を願ひまして、次の質問に行きます。先ほど、まだ垂水市はAI、RPAを活用したことは行っていないということですが、事務効率化において、今から必要だと思えるのですけれども、まず職員の残業時間ですが、平日の夜遅くまで電気が煌々についております。下手をすれば、もう土曜日、日曜日まで電気がついており、時期に応じて、部署で残業は違うと思いますが、現在、平均どのくらいの残業をされているのかお聞かせください。

ます。

私は、今回のクラスター発生後の垂水市の対応は高く評価できると思います。クラスター収束に向けて懸命に取り組んでこられた全ての皆さんに心から感謝いたします。新型コロナウイルス感染症は、少しずつ落ち着きつつありますが、まだ油断はできないと思います。そこで、本市における職員への新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一） 職員の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

市役所では、不特定多数の来訪があることから、住民対応窓口等につきましては、これまでも窓口に消毒液や飛沫感染防止用パネルを設置し、定期的な消毒作業を実施してまいりましたが、昨年末に市内で初めての感染者が確認されて以降、感染者が急増したことから、1月以降は定期的な消毒作業に加え、可能な限り来庁者ごとに消毒を実施するなど、より一層感染予防の徹底に努めているところでございます。

また、職員の感染防止対策につきましても、新型コロナウイルス感染症への対応についてとして、職員の行動指針を令和3年1月13日付で改めて発出しております。主な内容としまして、マスクや消毒等の基本的な感染予防対策を図ることのほか、当面県外との往来は原則禁止とし、ウェブ会議や文書のやり取り等の代替手段の実施に努めることや、職員及び家族の感染が疑われる場合、出勤を控えること、ローテーション勤務、時差出勤を特例的に導入することなど職場内での蔓延防止を図る取組を行っております。

幸いにして、現在のところ市職員の感染者は発生していませんが、今後も職員の健康管理については細心の注意を図り、市民生活に影響が出ないような職場での対応策に努めてまいります。

以上でございます。

○池田みずず議員 それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

職員の新型コロナウイルス感染症対策については、細心の注意を図り、市民生活に影響が出ないように対策等をとっておられていることがよく理解できました。

次に、令和3年1月27日に新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画を作成されていますが、この計画の目的などについて詳しくお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務継続計画につきましてお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務継続計画として、令和3年1月27日に「垂水市業務継続計画新型インフルエンザ等対応」ということで全面改訂をいたしております。

まず、この計画策定の目的でございますが、新型インフルエンザ等が市内で大流行した場合、関連の業務を円滑に実施するとともに、市の業務への影響をできる限り最小限に抑えることにより、市民の安心安全の確保を図ることでございます。

次に、この計画で想定する事態でございますが、国が示している「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等を踏まえ、職員本人の罹患や罹患した家族の看病等より職員の最大50%が約2か月間程度出勤できない事態、また庁舎内職員に感染者が発生した場合においては、所属の職員全員が出勤できない事態も併せて想定をいたしております。

次に、この計画の運用についての考え方でございますが、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生した業務や通常業務の中で業務継続が必須のものを優先して実施し、それ以外の通常業務については積極的に休止、抑制をすることにいたしております。

最後に、この計画における業務の区分でござ

建設場所は3か所、市役所、市民館、旧フェリー跡地と、これ以外の場所も検討すべきだと意見書が提出されています。本年1月号の広報たるみずで掲載されていましたが、そこで質問いたします。

新たな新庁舎計画でも、旧フェリー駐車場は建設の候補地となるのか教えてください。これで終わります。

○保健課長（草野浩一） コスモス苑のクラスターの要因の前に、垂水市内の様子につきましてお答えいたします。

昨日の3月2日現在、垂水市に住所を有する方で感染が確認されました陽性者数は、先ほど議員が申しましたとおり69名でございます。また、高齢者施設クラスター関連の感染者数は、市外の方を含めて62名で、そのうち市内の方は50名でございます。

次に、コスモス苑のクラスター発生要因につきましてお答えいたします。

初めに、今回のクラスター発生に伴い、感染拡大を最小限に食い止め、今後も介護サービスを継続させるため、1月20日に鹿児島県をはじめとする県医師会、鹿屋市医師会、肝属郡医師会、県老人保健施設協会、県看護協会や県新型コロナウイルス感染症チーム等のメンバーによります施設支援チームが垂水中央病院内に設置され、感染収束に向け御尽力いただいていることは、令和3年第1回臨時会にて御報告させていただいているところです。

その県の感染症チームにおいて、発生要因の疫学調査が現在行われているところでございますが、中間報告といたしまして、御存じのとおり、この新型コロナウイルス感染症は、感染者には無症状の方もおられ、その無症状者と気づかないうちに接触することで感染し、症状が現れたときに初めて感染が分かり、そのときには感染が拡大しているという特徴があることから、発生要因を特定することは難しいとのことでご

ざいます。そのことから、コスモス苑のような高齢者施設においてクラスターが発生する要因は、入所者は外部との面会が制限されていることから、先ほど答弁いたしましたとおり、何の症状もない方が施設に出入りすることで外部から持ち込まれると考えられております。

また、高齢者施設でのケアでは、職員と入所者が密接にせざるを得ない状況もあり、外部から持ち込まれた場合は、ケアやリハビリなどによる職員、入所者間での感染拡大、また職員間での食事や休憩における拡大、入所者間における食事やレクリエーションなどでの拡大がクラスターの要因になると一般的に言われております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 2月5日に外部検討委員会が開催されまして、考える会、進める会、双方の意見聴取が行われましたが、その意見聴取の結果については、現在、外部検討委員会が意見書として取りまとめを行っているとお伺いしております。私自身としては、住民投票の結果を踏まえて白紙化といたしましたので、C案の可能性は低いと認識をしております。

しかしながら、これまでのプロセスを踏まえ、また外部検討委員会の役割を尊重して提言を踏まえて判断をしていきたいというふうに思っております。

御指摘の候補地については、何らかの形で触れられると思いますことから、提出された意見書の内容を確認し、繰り返しますけれども、今後の庁舎の問題に生かしていきたいと考えております。

○北方貞明議員 なぜ拡大に発生したのか、保健所やいろいろな調査をされているでしょうけれども、原因がつかみにくいというのが現状だと思っております。その中で、コスモス苑では50人だったか、地元の人たちが。その12人は外部からの出入りがあったということですよね、

の御質問でございますが、基本的には中央病院及び市内の全医療機関において個別接種で対応するというふうに考えております。その中で、当然なかなか御自宅から出られない方等もいらっしゃると思いますので、そういった方々には訪問診療という形の中で接種ができるようにという形になるかと思っております。

ほかに、なかなか交通の手段がない方につきましては、集団接種ができるようにという形で今後検討している段階でございます。

併せて、接種対象者の優先順位でございますが、当初高齢者ということで順次、全高齢者の方、大体約、1月1日現在では6,200名程度いらっしゃるのですが、その方に全通知を行うという形でおりましたが、ここ二、三日の国の状況と国のワクチン供給のスケジュールによりまして、この6,200名程度の方々に同時に接種できる体制がとれないということで、国及び県の配分されるワクチン数に応じて接種するスケジュールになるかと思っておりますので、その県のスケジュール等にワクチン供給量に合わせた接種体制の見直しも迫られる可能性もありますので、現時点で申し上げられることは、今後も国の情報の方針に注視しながら国の示すスケジュールに遅れることなく、できる限り全住民に接種できるように計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 これは、接種する材料が来ないことには計画も立てられないことは分かるのですが、要は、国とか県の指示の下でこの計画は立てていくということで理解してよろしいですか。

それで、医療機関に行けない、例えば「交通弱者」という言葉が適当かどうか知りませんが、そういう方々の医療体制、それは十分できているのか。それには、どうしても家族の方が付添いという形で同席されると思うのですけ

ども、そのとき65歳に達してなかった人が同席された場合は、同時にその方々も接種ができる方向には考えていないのか、それをちょっと教えてください。

○保健課長（草野浩一） まず、その交通弱者の方の考え方なのですが、基本的には先ほど言いましたとおり、接種は個別接種、かかりつけ医がある医療機関において垂水市内のところで受けていただくというふうに考えております。

当然、自宅を出られない方は、かかりつけ医による訪問診療という形で接種をしていく形にお願いをしたいと思います。基本的には65歳以上の高齢者の方々はかかりつけ医を持っているという原則的な考え方で進めていきたいと思っております。その中で、かかりつけ医を持っていない元気な高齢者の方には、集団接種という形になるかと思っておりますので、バス等の輸送等を考えながら1か所に集めて接種をするというふうに考えているところでございます。

あわせて、先ほど言いましたとおり交通弱者の付添いの方の接種につきましての考え方につきましては、今回最初に流通する予定のファイザー社製のワクチンにつきましては、特殊な注射器を使えば6回分、一般的な注射器でも5回分の接種のワクチン液を1つのバイアルから取れることになっております。また、一度バイアルを開けてしまいますと、6時間程度で使い切らないといけないため、ワクチンが無駄にならないような工夫をするよう、国からも通知がなされているところでございます。

本市におきましては、先日の全員協議会でも御説明申し上げましたように、安全な接種とするために、かかりつけ医が医療機関で接種できる個別接種体制を基本としたいと考えておりますので、その各医療機関で接種がなされる際に、当日のキャンセルや問診により接種できなくなることは十分に予想されるところでございますので、国が示す接種順位にならって、その日の

これは、住民投票の前の議事録なのですが、住民投票の目的は、「解釈の余地を残すことのないように、明確にする必要がある」と。イエスかノーかということですよね。誤解のないように現行の、本市が今、進めている現行の庁舎計画に対して、位置、規模を含めて、全てをひっくるめて現行の庁舎計画に賛成か反対かということで住民投票を実施すると。これは矛盾するのではないですか。

○市長（尾脇雅弥） 全く矛盾はしないと思います。先ほど答弁したとおりが正確な内容だと思います。

○北方貞明議員 検討委員会の議事録と議会の議事録の重みといいますか、私はこの本会議でこう答弁されているわけだから、この問題はかなり重たいと思うのですよね。ということは、位置も規模も含めて、はっきりここに、議事録に残っているのですよね。だから、位置も規模も住民投票で否定されたわけですから、このC案ということはもうないというのが一般の市民の方々の認識ではないでしょうか。

何かここで市民との考えのずれがあるような気がして、ずれは感じておりませんか。

○市長（尾脇雅弥） 1回目で答弁しました。正しく御理解いただきたいと思いますが、私としては、この経過も踏まえてC案の可能性は低いとっております。

しかしながら、決定のプロセスが外部検討委員会の意見を参考にしながら比較してそれぞれのメリット、デメリット、二元代表制の中で議会の議決もいただきながら今日まで来たわけです。だからそれを、住民投票の結果を尊重するという意味で、個人としてはC案という可能性は低いというふうに理解してはいますが、それをやっぱり外部検討委員会のプロセスを踏まえるということは何ら問題のない話であって、今、考える会、進める会の意見を聴取して最終的な外部検討委員会の意見が出ると思いますの

で、それを参考にしてしっかりと判断をしていくということが筋だろうと思います。

○北方貞明議員 外部検討委員会が検討するというのですが、市長の考えとしては、僕はもうここで市長の政治決断でC案はないよと、住民投票の結果を尊重するよと、そういうような答えがほしかったわけなのですが、可能性が低いということでとどめておられますけれども、低いということでもありますけれども、まずはその外部検討委員会も今度3月で前回の役員の方々は解散か。また出直しになると思うのですが、今度の外部検討委員会のメンバー、構成はどのような考えでおられるか、それをちょっと聞かせてください。

○企画政策課長（二川隆志） 先般の12月の外部検討委員会でも委員の方々からお伺いをしましたけど、やはり今回様々な団体の方々から御推薦をいただいた方々を含めメンバーを構成させていただいておりますけど、次の委員会においてはやはり公募枠という方々を含めて多様な方々が入った中で議論を進めてほしいという御要望もいただいておりますので、その方向性で今、検討しております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、外部検討委員会、新たに発足してまた今後、協議をするわけですが、これもちよっと定数が、そういうのも個人的には思うのですが、できるだけ回転を早くして、新庁舎建設に向けて垂水市、我々議会、執行部と協力して、一日も早く建設ができる方向に僕らも努力していきますから、執行部のほうもよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、令和3年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△議案第17号～議案第27号予算特別委員会設置、付託

令和3年第1回定例会

会 議 録

第3日 令和3年3月19日

本会議第3号 (3月19日) (金曜)

出席議員 14名

1番	新原勇	8番	感王寺耕造
2番	森武一	9番	持留良一
3番	前田隆	10番	北方貞明
4番	池田みすず	11番	池山節夫
5番	梅木勇	12番	徳留邦治
6番	堀内貴志	13番	篠原静则
7番	川越信男	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	港耕作
副市長	長濱重光	農林課長	森秀和
総務課長	和泉洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川隆志	水産商工	大山昭
庁舎建設総括監	園田昌幸	観光課長	
財政課長	濱久志	土木課長	東弘幸
税務課長	橘圭一郎	水道課長	森永公洋
市民課長	篠原彰治	会計課長	野村宏治
併任		消防長	後迫浩一郎
選挙管理		教育長	坂元裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋勉
事務局長		学校教育課長	今井誠
保健課長	草野浩一	社会教育課長	紺屋昭男
福祉課長	高田総	国体推進課長	米田昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園雅司	書記	松尾智信
		書記	末松博昭

令和3年3月19日午前10時開議

△開議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第2号～議案第8号、議案第17号～議案第29号、請願第4号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第2号から日程第8、議案第8号までの議案及び日程第9、議案第17号から日程第21、議案第29号までの議案20件並びに日程第22、請願第4号の請願1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第2号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市特別導入事業基金条例を廃止する条例 案

議案第7号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第8号 野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第17号 令和3年度垂水市一般会計予算案

議案第18号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第19号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第20号 令和3年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第21号 令和3年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第22号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第23号 令和3年度垂水市病院事業会計予算案

議案第24号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第25号 令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第26号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第27号 令和3年度垂水市水道事業会計予算案

議案第28号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第29号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第15号）案

請願第4号 介護保険料の負担増の中止と意見書の提出を求める請願書

○議長（篠原静則） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようござ

います。

去る2月19日、3月3日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、3月5日、15日の両日、委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第5号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案については、改正に伴い、加入者の保険料負担が今後増えていくが、市単独の助成は考えられないかとの質問があり、今回の改定は一般会計からの繰り出しや基金充当、そして加入者負担のバランスを重視し、決定した。今後も介護予防に努め、介護給付費の抑制を図った上で、市民の負担を考慮しながら、一般財源からの繰り出しも検討していきたいとの回答がありました。

また、保険料区分を9段階にしているが、高収入世帯を対象とした階層を増やすことで、保険料の増収や同じ9段階の中でも負担感の抑制が図られるのではとの質問に対しては、本市では対象となる高所得者数が少ないことから、介護保険料への影響は少ないため、現在の階層区分で、特に問題はないと考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号垂水市特別導入事業基金条例を廃止する条例案については、基金廃止の経緯について質疑が行われ、その中で、基金廃止に伴い、今後生産・肥育農家等の支援をどうしていくのかとの質問に対し、現在、運用している制度、事業を精査し、新たに生産・肥育農家等が活用できる基金の造成を考えていくとの回答がありました。

また、基金運用についての管理体制強化と併せて、新たな基金についても早期に創設するよう要望も出されました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第15号）案中、保健課の所管費目について説明があり、新型コロナウイルスワクチンの集団接種の際、バス送迎時に看護師が同乗するのか、また帰宅後、発熱等の異常を伝えることができない独居老人等への対応はどの質問があり、接種後、待機場所でしばらく様子を見てからの乗車になるため、その後の重篤な副反応の発生は少ないと思われ、看護師の同乗は考えていない。また、独居老人等への対応は、関係課とも協議を行いたいとの回答がありました。

そのほかにも予防接種の勧奨、副反応の周知等についてや、送迎バス運行時の密を避けるため、乗車率の設定など、様々な意見が出されました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、閉会中の継続審査となっております請願第4号介護保険料の負担増の中止と意見書の提出を求める請願については、請願事項のうち、第8期介護保険事業計画で介護保険料の負担増を行わないよう求める部分については、既に議案第5号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案を原案可決していることから、整合性が図れない。ただし、国に対し、国庫負担割合を引き上げ、介護保険制度の改善のため、意見書の提出を求める部分については賛成できるとした意見が出され、採決の結果、請願第4号は一部採択とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長、川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月19日及び3月3日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、3月8日に委員会を開き、審査いたしましたので、

て審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、予算特別委員長、堀内貴志議員。

[予算特別委員長堀内貴志議員登壇]

○予算特別委員長（堀内貴志） 去る3月3日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました令和3年度各会計予算案について、3月10日及び11日の議案に対する質疑、15日には市長への総括質疑の計3日間にわたり委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第17号令和3年度垂水市一般会計予算案につきましては、自衛隊募集費及び学校給食費において質疑がなされ、そのうち自衛隊募集費では、自衛隊員の募集に影響する名簿の提供において、個人情報を守られているのか、個人の合意、了解が必要ではないのか。また、学校給食費においては、給食センター民間委託に関し、学校給食調理及び配達業務に係る経費削減について、単純に比較して経費が削減でき、民間委託が有利とは到底考えられない。さらに、施設や什器、備品等について、偽装請負の懸念も払拭されないとする総括質疑が出され、さらには給食センター民間委託に伴う行政事務委託予算の減額修正案も併せて提出されたことから、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計予算案につきましては、異議はなく原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、異議があったため挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和3年度垂水市交通災害共済特別会計予算案につきましては、異議はな

く原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和3年度垂水市介護保険特別会計予算案につきましては、異議があったため挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和3年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第23号令和3年度垂水市病院事業会計予算案、議案第24号令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第25号令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第26号令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第27号令和3年度垂水市水道事業会計予算案につきましては、いずれも異議はなく原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、反対の討論をしていきたいと思えます。

討論するのは、議案第17号令和3年度垂水市一般会計予算案、議案第19号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第21号垂水市介護保険特別会計予算案及び議案第5号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場を表明していますので、討論をしていきたいというふうに思います。

最初は、議案第17号令和3年度垂水市一般会計予算案についてです。

2021年度の地方財政計画は、新型コロナウイルス

ルス感染症によるパンデミックの下で初めて作成された地方財政計画であり、国税と地方税の減収を前提として作成されました。

そのような中、地方の財源は、地方交付税等の大幅増や減収対策の特例措置、地方創生交付金など、十分とは言えないものの、一定の財源が措置されました。

さらに、地方税減収への補填措置や自然災害への対策の防災・減災対策事業は延長、拡充もされました。

こうした制度も活用し、災害から住民の命と暮らしを守ることも前進させることが求められています。特に、自治体に求められているのは、何よりも感染防止による市民の命と暮らしを守り、コロナ禍で受けた様々な苦難を救済することに全力を尽くすことです。それは住民の命と暮らしを守り、福祉の増進に努めることが自治体の責務であるからであります。

また、コロナ禍で多くの人々が公衆衛生や医療、介護、さらに交通、物流、食品小売業、農業だけではなく、急遽、文化など、仕事の重要性に気づきました。その基礎を担うのが公共分野で働く人々であることも明確になりました。

そして、専門的技術者やケア労働人材不足とともに、社会保障の充実が求められています。必要な対策を強く求めたいと思います。

そこで、令和3年度垂水市一般会計予算案に反対する主な反対理由について述べたいと思います。

1点目は、コロナ禍の下で、今後の財政運営の中長期の方向性の視点を持って、本年度の財政運営に当たっているかという点です。

今後、地方財政は世界経済の動向や地方交付税の削減、圧力、そして自治体として社会保障費の増大、人口減少による税収減、公共施設の維持・更新などで厳しい時代に入っていきます。

対策として、健全な財政運営や中長期的な視点を持った対策が求められています。その基本

は、福祉、医療を下げることなく、持続的な財政運営が確実に行われるよう取り組むことです。総括質疑では明らかにされませんでした。

2点目は、新型コロナウイルス感染対策の予算が今後の補正予算に先送りになったことです。

令和2年度補正予算で、一定の対策は取られましたが、事業者など年度末を迎える中で、市独自の支援策、生活困窮での新学期準備への学費支援が求められたと考えます。

3点目は、マイナンバー交付円滑事業の問題です。

マイナンバーカードの普及が進まないのは、市民が必要を感じておらず、何よりも情報漏えいへの不安があるからです。マイナンバーカードは、本人の申請により取得と法律でも規定されています。マイナンバーカード普及追隨の姿勢は改めるべきです。

4点目は、農業予算です。

本年度は、問題はありますけれども、収入保険への補助対策が提案されました。災害等で1人の離農者も出さないという、この間の教訓から前進だと評価をいたします。

一方、課題は、地域林政アドバイザー職員の採用問題です。非常勤で役割を安定的に果たせるのかという問題です。林業は、百年の大計を立てて、担い手と支援の方法を決めて成り立つと言われています。

この問題では、森林経営管理法に対する附帯決議があり、その中で、「市町村が、経営管理権集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者の活用の充実、必要な支援策及び体制整備を図ること」とあります。本市の振興対策のためにも、国に対して財政的な支援を強く求めていくことを求めたいと思います。

農業は、垂水市にとっても基幹的生産部門です。実効あるものにしていくためには、新規就

農者への支援、農業従事者への育成・確保を図るということは喫緊の課題です。本市もこの間、様々な取組や未来会議での要望など、前進に向けた取組が始まっています。特に、市独自の支援策の充実や多様な担い手支援、新規就農者への支援とともに、専業だけでなく、兼業、小規模農家、生きがい農業など、条件に応じて支援することも垂水の農業対策として重要であり、緊急な取組が必要です。

5点目は、温暖化対策と経費削減の問題です。

地球規模での環境破壊を止めることが、人類の生存にとっても急務となっています。特に、2030年、二酸化炭素ゼロに向けての取組で、ごみの減量化、資源化対策は切実な取組になっています。この結果は、経費の削減にもなります。取組など、目的は十分とは言えません。

6点目は、学校給食センター給食調理・配送業務委託事業の民間委託問題です。

この事業の最大のメリットとして、財政コスト削減できると提案されました。自治体が民間委託を検討してきたのであれば、きちんと比較して、試算結果を公表すべきであったはずですが、

さらに、コスト削減がされるとしても、民間委託とセンター調理の利点、欠点をもっと整理して、削減したコストに見合うかどうかを検討する必要があります。このことは、行政が学校給食に責任を負う立場からではないでしょうか。

さらに、民間業者は競合と経済情勢によって、常に経営問題が左右され、運営に大きく影響していくのは必至であります。今後、機材、調理室、資材等の契約も有償契約になるはずですが、これらのことも含めて、委託費が値上がりすることも懸念されます。

さらに、調理員の安定的な確保も心配です。調理員が入れ替わることで、味や安全性における問題も心配されます。

もう一つの懸念は、偽装請負の問題でした。

2003年、労働者派遣法が改正され、製造業への派遣が可能になりました。その後、運用について、各地の学校給食の民間委託で偽装請負が問題になり、是正勧告や民間委託の中止、そして裁判になったケースもありました。それだけに大きな問題であるのに、今後運営会社とともに、相談し、問題のないようにしていくという方針でした。まさに、先に民間委託ありきではないでしょうか。

学校給食法は、目的に、「学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」とし、目標として、「日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う、学校生活を豊かにし、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」とし、学校給食は、教育の一環であるという法的根拠が確立されています。これらを達成できるのでしょうか。このように審査に堪えない議案を提案されたことは甚だ遺憾だと考えます。

最後に、自衛隊の募集問題について、議論でも明らかのように、自衛隊法施行令第120条は、自衛隊募集に必要な場合には居住自治体に「報告又は資料の提出を求めることができる」ということで、募集対象の名簿提供は防衛省が請求できると書かれているだけで、義務にはなっていないことも質疑で再確認できました。

さらに、法の改正もなく、義務になっているということも確認できました。だから、立案のみの自治体では、法改正があっただけではなく、義務ではない、住民基本台帳や個人情報保護条例に照らしても、特別扱いはしないと立場を明確にしています。

また、議論でも、施行令等によって可能であることを訴えられましたが、法律自体ではなく、これらの法施行の細目を定めたにすぎないものです。

さらに、法令の範囲内として、個人情報審議会にも諮っていないことも明らかになりました。

個人情報、その人のものです。住民の権利擁護のためにある自治体が、条例に基づいて個人情報を守るのは当然のことです。このことは、国と自治体とは対等の関係にあるという地方分権にも逆行すると言わざるを得ません。自治体だけを特別扱いしないように強く求め、討論とします。

次に、議案第19号垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について討論いたします。

鹿児島県の後期高齢者医療制度の保険料は、昨年度均等割額は5万6,100円になり、対前年度比で743円値上がりしています。全国で2番目に高い保険料になりました。

さらに、所得の低い方の軽減措置が世代間の公平を図るという理由で8.5割軽減が7割軽減と、来年度に元に戻されることになり、低所得者の保険料均等割の軽減措置がなくなることになります。

これより心配なのが滞納と滞納処分問題です。この特例軽減の撤廃で、保険料の負担増が行われることになり、低所得者からの保険証の取上げが起きることも危惧されます。厚労省の資料では、2017年度は6,816人と、2009年度から徐々に増え、この9年間に約8倍に滞納処分が増えてきています。

さらに、年金減と社会保障などの負担増、消費税増税による物価高騰で、高齢者の暮らしが一層厳しくなることも予想されます。保険料が払えず、滞納になるのは普通徴収の人です。月に1万5,000円程度の年金か無年金などの低所得者が多く、後期高齢者保険だけでなく、介護保険料の負担増や消費税などで、生活自体がさらに厳しい実態があります。

さらに、国は今後、医療費窓口負担を原則2割に倍増することを計画しています。所得の少ない高齢者は負担が増え、医療が受けられなくとも心配されます。高齢者を年齢で差別し、高負担と滞納制裁が強化され、制度や仕組みの

矛盾がますます広がっていきます。

また、後期高齢者人口は増え、医療給付が増加すれば、いや応なく保険料は上がり、受診抑制か負担増を強制する制度の矛盾があります。私は、後期高齢者医療制度を廃止して、国の責任で安心できる医療制度の道が開ける老人保健制度に戻し、高齢者の尊厳が守られ、安心して入院、治療、療養ができるよう体制を整えることを強く求め、議案第19号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案に反対いたします。

最後に、連動することもありまして議案第5号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案と議案第21号令和3年度垂水市介護保険特別会計予算案について、併せて討論したいと思います。

高い保険料が高齢者に耐え難い負担になっています。特に、65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料は値上がり続けています。特に、年金額月1万5,000円を下回る人などは、市の窓口で保険料を納付しています。これらの層の人たちは軽減措置が講じられていますが、それでも滞納者が増えてきています。

これらの背景には、年金減と社会保障などによる負担増、消費税増税、物価高騰での高齢者の暮らしが一層厳しくなっている背景があるからではないでしょうか。これを裏づけるように、国の資料によると、社会保障の国民負担率は、令和2年度で18.2%、介護保険がスタートした時点と比較すれば約5%近く増えてきています。

また、私たちが昨年10月に取り組んだアンケートでも7割以上の方々が保険料の負担が重たいと回答されています。今回、介護保険準備基金からの繰り入れで、保険料の値上げの緩和策を取られたことは評価しますが、高齢者の生活実態からも、命と暮らしを守る責任からも、不十分と言わざるを得ません。国に対して直ちに国庫負担の大幅引上げを求めていると思います。

介護保険料予算案の審査のとき、計画量の妥当性があるのかと質疑もしました。この結果は保険料に跳ね返ってくる問題であり、事業の正当性が問われる視点でした。特に、介護保険事業において予防活動が大きな役割を果たすと考えます。

しかし、取り組まれる事業が増えることを前提に計画されていることです。予防に力を入れるという事業計画だったのでしょうか。

また、新たな問題として、国は制度改編として、要介護と認定された人においても、本人が希望し、市が認めれば、総合事業の対象になることが明らかになり、4月からの実施予定です。本人の希望という形式を取れば、総合事業に置き換えるという内容です。

これには反対があり、要介護者の受給権が侵害される懸念があるからであります。要支援として総合事業を利用し、その後、要介護に変わった人が支援の継続を希望する場合に限ると変更になりました。必要な支援を提供し、介護の予防に努めてほしいと考えます。

さらに、施設の食費負担増などの利用料の引上げが計画されています。今でもコロナ禍の影響があり、さらに新たな計画による利用の抑制が懸念され、事業者の減収も心配され、経営が成り立たなくなる倒産、そのことも心配されます。今後の介護の崩壊が見えてくるようです。本年度の老人福祉、介護事業倒産は、過去最高に上がりました。

さらに、低賃金による介護従事者の慢性的な人手不足も深刻さを増しています。施設関係では特養ホームの待機者も多くあり、在宅サービスが不十分なまま施設から在宅への保険あって介護なしの問題も深刻化してきています。

このような中、市の努力の取組も評価はされますが、地域包括ケアシステム構築についても十分な役割を担えない現状があります。地域包括ケアシステムの構築は介護保険事業の充実に

とって不可欠なものです。

以上のようなことから、予算はもっと予防の活動の徹底とそれを保障する体制の充実に向けられることが求められていたというふうに思います。

さらに、特別養護老人ホームの待機者が解消されていません。昨年11月時点での定員70名のところ、実待機者は124名となっています。第8期の介護保険計画でも増設計画にはなっていません。

介護保険法第1条には、「必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」と書かれています。自治体は、役割としての責任を果たしていくためにも、いつまで、どのように改正していくのか、明らかにすべきではないでしょうか。

社会的介護という介護保険制度がつけられた当初の理念から大きくずれた実態は、容認する限度を超えているものになっています。高齢者の尊厳を守る介護保険制度にするためにも、予算案では不十分と言わざるを得ません。

介護保険は高い保険料、利用料で、保険あって介護なしの状況は変わっていません。国の施策に基礎自治体から強く抗議の声を上げる意味でも、議案第21号令和3年度垂水市介護保険特別会計予算案に反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 議案第17号令和3年度垂水市一般会計予算案に反対の立場で討論させていただきます。

反対の理由ではありますが、詳細については後述しますが、簡略して言うと、道の駅はまびらの予算について、情報が公開されず、検証もで

きない中で、疑問が残る予算を認めることはできないということです。

まず、この情報が公開されないということについて論じ、その後、個々の詳細について論じさせていただきます。

最初の情報の公開についてですが、さきの総括質疑でも質問させていただきましたが、執行部は情報の公開の必要性を認識し、国のガイドラインに沿って情報公開を行うと全員協議会で約束をしていたにもかかわらず、今日まで情報公開は進んでおりません。

国のガイドラインには、透明性の原則を掲げ、事業の終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならないこと、住民等に積極的に公表することが明確に記載されています。

市長のお言葉をお借りすると、二元代表制の下、情報の公開を約束した上で、議会の議決を受けているはずですが、この前提となる点に問題があることを踏まえ、個々の疑問点を論じさせていただきます。

1つ目に、道の駅はまびらの工事請負費2,300万円です。この予算は、ここ数年日差しや雨が強く、雨のときにはスロープが滑り、危ないことから、契約書に基づき計上したと説明されました。

また、当初想定していなかった日差しの強さや雨の強さにより必要になったとも説明されました。契約書では、「垂水市の都合、その他垂水市の責めに帰すべき事由により施設の模様替えを行ったときは、垂水市が費用を負担する」となっています。

しかし、この契約書と対をなす業務要求水準書の設備の項には、「地震、風水害、断水、停電、噴火等の災害、または降灰を考慮した計画とすること」とあります。このことから、当初から雨、風に関しても考慮に入れて設計、建設をしていると考えることが妥当です。

スロープが雨で滑ることに関しても、予見で

きなかったとのことでしたが、利用者の安全を確保することは、施設を建設するときには当然のことであり、予見できなかったとの説明だけでは、雨よけとスロープの滑り止めの改修費用を垂水市民が負担しなければならない理由としては疑問が残ります。

2つ目に、南の拠点整備事業のために土地開発公社が先行取得した土地の買戻し予算6,134万円についてです。

土地開発公社に関しては、既に土地を購入し、造成も済んでいることから、制度上、どこかの時点で買い戻すなり、清算しなければならないことは理解しております。

しかし、この坪単価10万円になる土地の買戻し予算6,134万円は、浜平地区の直近の過去3年間の不動産取引価格が坪平均約1万4,000円であることを考えると、予算の妥当性について疑問があります。

もちろん、この坪10万円の土地は簿価であることから、取得費や造成費、補償費が入っていること、また公共単価を使用したことから、民間で行うよりも高くなったことは納得せざるも理解しております。道の駅の施設については、民間の力を活用してコスト削減ができたと説明する中で、土地については公共単価で行ったため、仕方がないでは、説明としては不十分です。

次に、土地開発公社を使用して、なぜ先行取得しなければならなかったのかということです。

土地開発公社は、土地の値段が継続的に上昇し、バブル経済に向かう時代にできた制度です。当時は、土地の値上がりが見込めることから、土地の先行取得は一定の合理性があったかと思えます。

しかし、平成21年には、国も土地開発公社の必要性の見直しを求める通知文を出しており、垂水市としても南の拠点整備事業が始まる前には解散すると説明していたと聞きます。

その中で、方針を一転させ、議会の議決の及

ばない土地開発公社が土地の先行取得をしなればならなかったのか、疑問が残ります。そもそも土地開発公社の全国的な見直し、解散の流れは、この議会の議決を必要とせず、土地が取得できる点にあったはずです。

最後に、私は、この立場を明らかにするに当たって大変苦悩しました。公として公明正大に事業を進めなければならない中において、事業主体である執行部も情報公開の必要性を認め、情報公開を進めていくと議会に、そして市民に約束をしていたはずです。

しかし、現状としては、この約束は守られておらず、南の拠点整備事業の情報公開は進んでいません。

そのような中で、疑問の残るまま予算を承認したならば、市民への説明責任が果たせないため、令和3年度垂水市一般会計予算案に反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 私は、議案第17号令和3年度垂水市一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

持留議員は、2021年地方財政計画の中で、地方の税収の減によって、このまま住民の命と暮らしを守っていける予算になっているのかということで、まず疑問を呈されました。次に、新型コロナの下での健全な財政運営がなされているか。3番目に、ウイルス感染予防対策の予算が先送りされている、そしてマイナンバー交付事業が円滑に進んでいない、垂水市の農業予算が十分ではない、そして温暖化対策、ごみの減量化が十分ではない、6番目に、学校給食センターの民間委託は民間委託ありきではないか、最後に自衛隊の募集について個人情報を守る

か、このような点について質問をされました。

森議員は、道の駅の予算について、情報が公開されていない、予算が理解できない、こういう反対討論でありましたが、私は、さきの堀内委員長の下で、予算委員会が2日にわたって行われ、その中で、当然これらの点について質疑も十分にされたと思っております。

それについて、執行部からは懇切丁寧に、十分な答弁がされたはずであります。私は、そう思っております。その上で反対をされるのでありますが、賛成する立場といたしましては、今回のこの令和3年度の一般会計予算案については、今現在の国家財政から、そして垂水市の財政を考えた上で、でき得限りの最大限配慮された予算編成になっていると考えます。

予算特別委員長の先ほどの報告にもありましたが、このような観点から、私は、賛成の立場で討論をいたしました。同僚議員の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

御異議がありますので、議案第5号、議案第17号、議案第19号及び議案第21号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、議案第17号、議案第19号及び議案第21号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第5号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第17号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第19号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第21号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第4号を委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は一部採択とすることに決定しました。

△議案第31号上程

○議長（篠原静則） 日程第23、議案第31号垂水市副市長の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第31号垂水市副市長の選任について御説明申し上げます。

現在、副市長であります長濱重光氏が、令和3年3月31日をもって辞職されますことから、新たに益山純徳氏を副市長として選任しようとするものでございます。

選任しようとする益山純徳氏の住所は、鹿児島市玉里団地一丁目24-1、生年月日は、昭和43年2月23日でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

御同意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集を願います。

午前10時50分休憩

午前11時5分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点目は、今まで意味2

年の任期だったのですよね。2年任期以降、交代があったと思っているのですけれども、果たしてそれが本当にこう、安定的なここに責任を持って副市長等の責任を果たせるのかどうなのかが1点と、もう1つは、やはり、今後、地方創生、これが重要な眼目になっていくというふうに思うのですが、企画政策的な畑も歩んでいらっしゃるということがあるのですけれども、そういうある意味、市長が今、求める、願う、そういう関係での役割というのをどのように求めていかれるのか、この2点について。

○市長（尾脇雅弥） 任期につきましては、長濱現副市長が4年間ということでありますので、必ずしも2年ということではございません。

また、地方創生の中でということですが、先ほどお示しさせていただきました経歴を見ていただいてもいろんな経験をされておられますので、これから新型コロナ後の、あるいは地方にとって重要なまちづくりの中で、これまでの経験を生かしていただいて、皆さんと共にいろんなものを進めていける人材だというふうに理解しております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号について同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については同意することに決定しました。

△意見書案第11号上程

○議長（篠原静則） 日程第24、意見書案第11号を議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第11号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第11号を原案のとおり決することに

御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決しました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（篠原静則） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（篠原静則） 日程第26、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありま

す。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△副市長挨拶

○議長（篠原静則） ここで副市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

○副市長（長濱重光） 議長より発言の許可を頂きましたので、退任のあいさつをさせていただきます。

平成24年11月に教育長に就任してから4年5か月、その後、副市長に就任して4年間、通算8年5か月間、議員の皆様方には本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議員の皆様方にはいつも温かく接していただき、時には叱咤激励を賜り、そして議場における質問等につきまして、私の答弁も恐らく満足されないことも多々あったかと思っておりますけれども、いつも良としていただきましたこと等を含めて本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

少し振り返ってみますと、平成24年の12月議会において、教育長の席から緊張の面持ちで皆様方にごあいさつをいたしましたこと、つい昨日のように思い出されます。

私が教育長に就任いたしましたときは、前任者並びに前々任者の教育長さんが、「垂水の子供たちに光を」という教育目標のもと、十六、七年、本市の教育を推進してきておられました。私も就任して、何か自分でできることは何なのか、そしてまた、学校現場に新しい風を吹き込むには何をどうすればいいか、自問自答して考えましたのが、垂水の子供たちに夢を与える教

育でございました。この夢を与える教育は、私自身、県教委時代からずっと思っていたことであります。といいますのは、鹿児島市内の子供たちは、市民文化ホールや文化センター、そして県立鴨池野球場、サッカー場、子供たちが歩いて、自転車で、電車で、そしてバスに乗って短時間で見に行くことができます。それは、一流だったり、本物のものを身近で見ることができます。ところが、垂水の子供たちは、時間的にも距離的にもハンディーがあります。そこで、年に1回でもやはり本物を見せて、子供たちがその憧れを持って夢を実現するためにチャレンジする精神を培ってもらいたい、そのことはイコール、経済格差からくる教育格差をなくすことにも通じるという私自身の思いがございました。そのような中、土曜日、月2回でしたけれども、市民館で無料で主要5教科について勉強する中学1年生を対象に学びの教室、このことも垂水の子供たちはハンディーがあります。勉強したくて塾に行きたくても鹿児島市まではどうしても行けない、そういう子供たちに公的な私たちが何ができるか、公平に学習してもらうにはどうすればいいか、そのようなことから、私自身はそういう思いで夢を与える教育に取り組んできたつもりでございます。

1つだけ教育長時代に学びましたことは、やはり、陸上競技場400メートルのトラック6レーン、これをなくすことについて教育長として本当にいいのかどうか、多目的にすることがいいのかどうか、5か月から6か月悩み、そして自分自身が納得して、あのような形でさせていただきました。改修したことは、今後10年、20年後に市民の皆さん方がどうであったか判断をしてくださるものと考えております。

それから副市長のこの4年間は、まさに道の駅たるみずはまびらの整備と庁舎建設、そしてこの1年間は、新型コロナ対策に追われた4年間でございました。できたこと、できなかった

ことありますけれども、私自身の基本的スタンスは、市民の皆さんから要望頂いたことにつきましては、現場に課題がある。現場に市民の皆さん方の思い、そして願いがあ、そして現場に解決策があるという思いから、時間が許す限り現場に行って自分が納得をして、そして職員と一緒にその解決策を図ることを基本的に置いてやってまいりました。

私自身正直なところ、4年間の中で心が折れそうなこともありましたし、眠れない夜もありましたけれども、そんなときに私自身は職員を引っ張っていかねばならない立場の中でしたけれども、逆に、頑張っている職員から大きな勇気ももらいましたし、私自身が励まされたような気がいたします。尾脇市長のもとで、そして職員と一緒にこれまで仕事ことができましたこと、本当に心から感謝しかございません。

議員の皆様方に1つだけお願いしたいことがございます。

私も現職中はそうでしたけれども、職員にとりまして議会对応はどうしても成立しなければならない大きな要素があります。議会にかかわることで、そして議員の皆様方と接することで、議会对応についてのいろんなことを勉強し、職員は成長を続けます。どうか、優秀な垂水の職員でございます。議員の皆様方から御指導頂いて、温かく今後とも見守って成長させていただきまようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私にとりまして、ふるさとで第2の仕事を、2つの職を8年5か月与えていただきましたことは本当に最高の喜びで、最高の充実した歳月でありました。ここで47年間の公務員生活にピリオドを打って、4月からは家内と共々、また新たな第3の人生を歩んでまいりたいというふうに思っております。

では、最後になりましたけれども、垂水市議会の今後ますますの御発展と、議員皆さん方の

御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、言葉は足りませんが、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（篠原静則） これで、本定例会に付議されました案件は全部議了しました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和3年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

